



# 尖閣諸島に関する資料調査報告書

平成30年度 内閣官房委託調査

## 報告書の見方

▶ このマークは、尖閣諸島資料ポータルサイト(内閣官房領土・主権対策企画調整室)に資料が掲載されていることを示しています。報告書のPDFファイル閲覧時は、クリックすると当該ページがブラウザで開きます。

尖閣諸島資料ポータルサイト:<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/senkaku/index.html>

報H29/P10

掲載年度 掲載頁

過去の尖閣諸島に関する資料調査報告書に当該資料が掲載されていることを示しています。

# 目次

まえがき	02
事業のあらまし	03
1 調査の概要	03
2 調査目的及び対象(参考:尖閣諸島をめぐる動き)	03
3 実施体制、調査スケジュール	03
4 調査成果	05
5 資料紹介	06
※資料部分: 資料番号/資料タイトル/『収録誌』(著作者)等/作成年月日	

## (ア) 1895年の領土編入以降、尖閣諸島に日本政府が行政権等を行使してきたことを示す資料

<b>資料群1</b> 尖閣諸島の沖縄県行政区画への編入と土地査定の実施	06
<b>No.1</b> 明治35年沖縄県令第49号(別冊)『沖縄県令達類纂』(沖縄県) 1911年(明治44年)11月10日	08
<b>No.2</b> 沖第1238号 八重山郡石垣町大字登野城処分調査書(沖縄営林署) 1930年(昭和5年)	10
<b>No.3</b> 整理調査票[八重山郡石垣町大字登野城字南小島字北小島](沖縄営林署) 1930年(昭和5年)	12

## (イ) 米国(米軍)の認識を示す資料

<b>資料群2</b> 戦後、米国(米軍)が尖閣諸島を琉球の範囲に含め、琉球政府/沖縄民政府による行政権の行使を認めていたことを示す資料	14
<b>No.4</b> 沖水第44号[爆撃演習による出漁禁止区域について] 『沖縄民政府当時の軍指令及び一般文書 5-4 1948年』(沖縄民政府) 1948年(昭和23年)4月22日	15
<b>No.5</b> 財産取得要求告知書 石垣市 NR-183 ENG-0227 不定期間賃借権 (琉球政府法務局軍用地関係事務所業務課) 1960年(昭和35年)	16
<b>資料群3</b> 米国が戦時中から尖閣諸島を沖縄の範囲に含めていたことを示す資料	21
<b>No.6</b> 海軍情報局49,600-地理 南西諸島編 第15版(米国海軍情報局) 1944年(昭和19年)5月	22
<b>No.7</b> GAZETTEER No.14X RYUKYU RETTO AND NANPO SHOTO [琉球列島地名集](米国海軍水路部) 1944年(昭和19年)11月	24

## (ウ) 尖閣諸島周辺で行われた調査に関する資料

<b>資料群4</b> 旧総理府による尖閣諸島海底地質調査	26
<b>No.8</b> 尖閣列島周辺海底地質調査報告書(東海大学) 1969年	27

あとがき	29
------	----

## まえがき

東シナ海の洋上に点在する尖閣諸島は、有史以来人間の居住に適しない小島群であった。帆船時代の航海者たちも、港湾条件を持たないその島々に寄港することはなかったのである。約500年にわたり、尖閣諸島周辺の海域を毎年のように通過して中国福建省に通っていた琉球王国の人々にとっても、同諸島の存在は熟知していたものの、航海ルート上の単なる道標にすぎなかった。

しかし、1879年(明治12年)の沖縄県設置(琉球処分)以後の近代史は、そのような状況を大きく変えることになった。新制沖縄県は、周辺海域に点在する無主の無人島群の調査を行い、開拓の可能性を探った。太平洋に浮かぶ大東諸島と東シナ海に点在する尖閣諸島を相次いで調査し、大東諸島を日本の領土に編入する旨の国標を建立する(1885年(明治18年))。その10年後、1895年(明治28年)には尖閣諸島の領土編入を閣議決定した。その結果、沖縄県の県域は東方と西方に大きく拡大したのであった。

拡大した県域はどのように管理・統治されていたのだろうか。有人島の歴史を継続し発展してきた大東諸島については説明するまでもないと思うが、その後の尖閣諸島に関してはどのような状況が展開していたのだろうか。このテーマを予見に基づく推論レベルにおいてではなく、徹底した実証的態度を堅持しつつ、諸資料を収集し分析することを通じて確かな事実を認定する、これが私たちの掲げる課題である。

今年度は特に、国有地であった尖閣諸島を民間人に払い下げる際に作成された土地価格査定調査の報告書や、行政区画の設定において尖閣諸島を沖縄県八重山郡に位置付けた文書、戦後沖縄を統治したアメリカが尖閣諸島(久場島)を射爆場として使用した際の軍用地借り上げの手続きに関する資料などを取り上げ、沖縄県の県域の一部としての尖閣諸島の実態を明らかにした。

尖閣諸島が近代初期において日本の領土に編入された後、その島々が沖縄県の一部として実効的に管理・統治され続けていたこと、そのことを裏付ける確かな事実認識を示すことができたと思う。

平成31年(2019年)3月  
尖閣諸島関係資料調査研究委員会  
座長 高良倉吉

# 事業のあらまし

## 1 調査の概要

株式会社ストリームグラフは、特定非営利活動法人沖縄平和協力センター（以下、OPAC）の指導、協力のもと、平成30年度、内閣官房領土・主権対策企画調整室の委託に基づき、尖閣諸島関連資料の調査を行った。

調査にあたっては、尖閣諸島に関する地元の専門家を中心とした研究チームを組織した。また、研究チームが行う調査について助言を受けるため、有識者による研究委員会を開催した。

なお、この報告書の記載内容は、研究委員会の助言を踏まえた研究チームの見解であって、政府の見解を表すものではない。

## 2 調査の目的及び対象

これまでの尖閣諸島に関する資料調査事業の成果は、過年度の報告書（報H26-H29）にまとめられているところ、今年度の事業は、これまでの調査を継続することとし、尖閣諸島関連資料の一層の充実及びその整理を目指して調査を実施した。

とりわけ今年度は、領土編入以降日本が尖閣諸島に行政権を行使してきたことを示す資料（尖閣諸島の行政上の位置付けや土地の管理）、諸外国の尖閣諸島についての認識を示す資料などの調査を行った。

## 3 実施体制、調査スケジュール

研究委員会は、事業実施期間中3回開催した。研究委員会、研究チームの構成員及び調査スケジュールは以下のとおりである。

### 研究委員会委員（五十音順）

上杉 勇司	早稲田大学国際学術院教授（平和構築・紛争解決）
上田 不二夫	沖縄大学名誉教授（水産経済学、沖縄漁業史）
高良 倉吉（座長）	琉球大学名誉教授（琉球史）
鶴田 順	明治学院大学法学部准教授（国際法）
平野 聡	東京大学法学部教授（アジア政治外交史）
真栄平 房昭	琉球大学教育学部教授（近世東アジア交通・交易史）
益尾 知佐子	九州大学大学院比較社会文化研究院准教授（東アジア国際関係、中国政治）
松田 康博	東京大学東洋文化研究所教授（国際政治、日中・日台関係）
※事務局	特定非営利活動法人沖縄平和協力センター（OPAC：仲泊和枝）

### 研究チーム（五十音順）

特別研究員	石井 望（長崎純心大学准教授）
事業統括	大崎 博之（株式会社ストリームグラフ ※事務局）
主任研究員	國吉 まこも（尖閣諸島文献資料編纂会）

## 調査スケジュール

平成30年 4月～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>琉球大学等における予備調査の実施ならびに調査計画策定。</li> <li>第1回研究委員会を開催し調査計画案を確認。</li> <li>以降、沖縄県公文書館、沖縄県立図書館、石垣市立図書館等、沖縄県内の資料所蔵機関の調査や国立公文書館アジア歴史資料センターウェブサイトを用いた調査を実施。</li> <li>外務省外交史料館、国立国会図書館、国立公文書館を中心とした調査を実施。</li> </ul>	平成31年 1月～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査結果を踏まえ第2回研究委員会を開催。課題の整理を行い、成果のとりまとめに向けた議論を行った。</li> <li>追加調査を実施。</li> <li>本報告書の素案を作成。</li> </ul>
		3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回研究委員会を開催し、追加調査結果の確認を行うとともに、本報告書案について意見交換を行い、調査成果の総括を行った。</li> </ul>

## 参考：尖閣諸島をめぐる動き

## 関連資料例

1879年  
(明治12年) 明治政府が沖縄県の設置を全国に布告(1879年4月4日)

1885年  
(明治18年) 国標建設に関する上申(伺い)(1885年9月22日)  
沖縄県令が、内務卿に尖閣諸島(久米赤島(大正島)、久場島、魚釣島)の調査予定を報告し、国標建設の指揮を請う。

▶ 国標建設に関する再度の上申(1885年11月5日)  
沖縄県令が、内務卿に国標の建設を再度上申したが、国標建設は見送りとなった。

1893年  
(明治26年) ▶ 国標建設の上申(1893年11月2日)  
沖縄県知事が、内務大臣、外務大臣に対し、漁業者取締の必要性から尖閣諸島(久場島、魚釣島)を沖縄県所轄とし、さらに国標建設を上申した。

1895年  
(明治28年) ▶ 国標建設を閣議決定(1895年1月14日)  
上記上申を受けて、尖閣諸島(久場島、魚釣島)の沖縄県所轄、国標建設を閣議決定した。

1896年  
(明治29年) 沖縄県が古賀辰四郎に尖閣諸島の開拓を許可(1896年8月)

1902年  
(明治35年) 尖閣諸島を八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入(1902年12月)(P8-9参照) **No.1**

1932年  
(昭和7年) ▶ 魚釣島、南小島、北小島、久場島を古賀善次に払い下げ(1932年1～3月)(P10-13参照) **No.2 No.3**

1939年  
(昭和14年) ▶ 農林省農事試験場の燐鉱石資源調査団が尖閣諸島の陸上調査を実施(1939年)



▶ 甲第百十一号(久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設之義二付上申: 1893年11月2日)

漁業等を試みる者があり、その取締の必要性からも、尖閣諸島の久場島と魚釣島を沖縄県の所管とし、そこに標杭を建設することについて指揮を仰ぎたいとする願い出。沖縄県知事から内務大臣、外務大臣宛に提出された。



▶ 閣議決定 指令案 標杭建設二関スル件請議ノ通(1895年1月14日)

沖縄県からの願い出を受け、漁業者取締の必要性から魚釣島、久場島を沖縄県が所轄することを認めた閣議決定文書。

※1896年～1932年の動きについて、詳細年表「尖閣諸島の行政上の位置付け(まとめ)」参照(P7)

## 4 調査成果

尖閣諸島に関連する約60点の資料(公文書約50点、報道資料及びその他の資料約10点)を調査した。主な資料は以下の通りである。

### 調査成果と主な資料

(ア) 1895年の領土編入以降、尖閣諸島に日本政府が行政権等を行行使してきたことを示す資料

資料群1:尖閣諸島の行政区画への編入と土地査定の実施

(イ) 米国(米軍)の認識を示す資料

資料群2:戦後、米国(米軍)が尖閣諸島を琉球の範囲に含め、琉球政府／沖縄民政府の行政権の行使を認めていたことを示す資料

資料群3:米国が戦時中から尖閣諸島を沖縄の範囲に含めていたことを示す資料

(ウ) 尖閣諸島周辺で行われた調査に関する資料

資料群4:旧総理府による尖閣諸島海底地質調査

### 参考：尖閣諸島をめぐる動き

### 関連資料例

1945年  
(昭和20年)  
1946年  
(昭和21年)

米国軍政府が沖縄統治を開始(1945年～)  
米軍施政下の行政機構として沖縄民政府(沖縄島)、臨時北部南西諸島政庁(奄美大島)、宮古民政府(宮古諸島)、八重山民政府(八重山諸島)がそれぞれ発足(1946年4月～)



▶ 琉球米軍司令部による永久危険区域の指定(1948年4月9日)

琉球米軍より軍政府副長官を通じて沖縄(群島)知事宛に通達された告知。尖閣諸島の久場島以下5つの区域を第一航空師団が使用する永久危険区域(射爆撃演習場)とし、このことを知事以下全関係者に告知するよう記したものの。

1948年  
(昭和23年)

▶ 米国軍政府が久場島、大正島を射爆撃演習場に指定(1948年～)

その後、米軍は琉球政府を介して久場島の所有者である古賀善次氏と土地の賃借契約を締結し使用料を支払った。(P15-20参照)

No.4 No.5

1950年  
(昭和25年)  
1952年  
(昭和27年)

米国民政府(USCAR)発足(1950年12月)  
USCARが施政の対象となる琉球の範囲を布令等により明示し、その中に尖閣諸島が含まれる(1952年)

※沖縄の範囲に関する戦時中の米軍の認識についてP21-25参照。 No.6 No.7

琉球政府発足(1952年4月)

1969年  
(昭和44年)

国連アジア極東経済委員会(ECAFE)が尖閣諸島周辺海域の石油埋蔵可能性を示す報告書を公表(1969年)  
(P26-28参照) No.8



▶ 尖閣諸島の不法入域警告板設置(1970年7月)

琉球政府出入管理庁が不法入域者に対して警告を行うため、尖閣諸島各島に設置した警告板の写真。

石垣市が尖閣諸島に行政標柱を建立(1969年)

1970年  
(昭和45年)

▶ 琉球政府が尖閣諸島5島に不法入域に対する警告板を設置(1970年7月)

1971年  
(昭和46年)

沖縄返還協定に日米両国が署名(1971年6月17日)  
その合意議事録において「琉球諸島及び大東諸島」の範囲(尖閣諸島を含む)が緯度及び経度で示された。1972年5月15日発効。



▶ 沖縄における海上保安の現況 1974年

海上保安庁第11管区保安本部による活動報告。尖閣諸島周辺の領海警備について報告され、不法上陸者等の取締結果が示されている。

1972年  
(昭和47年)

▶ 海上保安庁発足(1972年)  
沖縄の施政権返還に伴い、海上保安庁第11管区海上保安本部が発足し、尖閣諸島周辺の領海警備が継続的に行われる。

## 5 資料紹介

### (ア) 1895年の領土編入以降、尖閣諸島に日本政府が行政権等を行使してきたことを示す資料

#### 資料群1 尖閣諸島の沖縄県行政区画への編入と土地査定の実施

##### ①領土(沖縄県)編入後、八重山郡の所属となる

1895年(明治28年)の閣議決定(次頁年表参照)によって沖縄県の所轄となった尖閣諸島は、編入翌年の1896年(明治29年)に、勅令第13号「沖縄県郡編制ニ関スル件」の公布によって、八重山郡となった。

その後、例えば沖縄県の土地の状況等をまとめた『沖縄県統計書(明治28年-明治29年)』には、魚釣島、久場島が八重山郡石垣島の所属とされ、両島の周囲や海上里程が記載されている。

##### ②登野城村の小字編入後、八重山村の所属になる

1899年(明治32年)には、沖縄県臨時土地整理事業が始まり▶、沖縄県の全島で測量事業が行われ、1901年(明治34年)には尖閣諸島を含む八重山各島の図面が製図され、土地整理図として刊行された(※1)。

1902年(明治35年)には、測量結果をもとに宮古・八重山諸島の行政区画の再編が行われ、沖縄県令第49号(No.1:P8-9参照)によって、尖閣諸島は八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入されることが告知された。沖縄県統計書(明治35年度)には、南小島、北小島、魚釣島、久場島の4島が、「地目:原野」、「所属:八重山郡大浜間切登野城村」として記載されている。この頃は間切(まぎり)という地域単位が存在し、尖閣諸島は、大浜間切内登野城村の所属となっていた。

1903年(明治36年)には、臨時土地整理事業が完

了し、1906年(明治39年)には、その事業成果を反映した沖縄県管内全図が刊行(刷新)された。

1907年(明治40年)には、沖縄県に島嶼町村制が施行され間切が廃止となり、1908年(明治41年)には、南小島、北小島、魚釣島、久場島の尖閣諸島4島(※2)は八重山郡八重山村の所属となった(右表ならびにNo.1:P8-9参照)。

その後尖閣諸島は、石垣村、石垣町、石垣市と所属が変わっていくが、八重山諸島の属島としての位置づけは不変であり、継続的に管理が行われてきた。

##### ③30年間の無償貸与後、尖閣諸島4島が古賀善次に払い下げられる

1896年(明治29年)、沖縄県は尖閣諸島の開拓を海産物商人の古賀辰四郎に許可し、政府は、尖閣諸島4島を30年間無償貸与することを決定した。1918年(大正7年)に古賀辰四郎の死去に伴い、事業を引き継いだ古賀善次(辰四郎の長男)は▶、1926年(大正15年)に無償貸与期間が終了すると毎年借地料を払い島を使用していたが、1930年(昭和5年)に政府に払い下げを願い出た。それを受け、農林省熊本営林局沖縄営林署は現地調査を行い地価を査定し(P10-13参照)、1932年(昭和7年)に尖閣諸島4島が古賀善次に払い下げられた。

その後、戦火の拡大とともに尖閣諸島は無人の島となった(※3)。

※1 これらの図面に、法務省那覇地方務局石垣支局所蔵の「公図」▶、石垣市教育委員会所蔵の「土地整理図」▶、早稲田大学図書館所蔵の「沖縄県土地整理図」▶がある。

※2 尖閣諸島のうち大正島は、1920年(大正9年)に八重山郡石垣村に編入された。

※3 古賀善次が事業を引き継いで以降、尖閣諸島での開拓や経営は次第に縮小していった。1944年(昭和19年)10月には沖縄本島の中心地である那覇が空襲を受けた。那覇に居住していた古賀善次は、夫人とともに本土に疎開した。翌1945年(昭和20年)には、尖閣諸島は完全に無人化したと考えられている。

## 尖閣諸島の行政上の位置付け(まとめ)

- ↑
- ①
- 1895年  
1月14日  
(明治28年)
- ▶ 尖閣諸島の領土編入が閣議決定され、沖縄県の所轄となる
- 
- 1896年  
3月5日  
(明治29年)
- ▶ 明治29年勅令13号(郡区編成に関する件)により尖閣諸島が八重山郡となった
- 
- 1896年  
(明治29年)
- ▶ 古賀辰四郎に尖閣諸島4島(魚釣島、南小島、北小島、久場島)の開拓が許可され、30年間無償貸与されることが決定
- 
- ×
- 1899年  
(明治32年)
- ▶ 沖縄県臨時土地整理事業開始(沖縄県下全島で測量実施)
- 
- ②
- 1901年  
(明治34年)
- ▶ 土地整理図、公図、沖縄県土地整理図など尖閣諸島を含む八重山各島の図面が完成
- 
- 1902年  
12月3日  
(明治35年)
- ▶ 南小島、北小島、魚釣島、久場島4島が八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入 **No.1**
- 
- 1908年  
(明治41年)
- 沖縄県への町村制の導入に伴い、八重山村が新設され、上記4島は同村の所属となる
- 
- ×
- 1926年  
(大正15年)
- 無償貸与期間終了し、古賀辰四郎の事業を継承した古賀善次が借地料を政府に支払い
- 
- ③
- 1930年  
(昭和5年)
- 古賀善次が4島の払い下げを願い出たことを受け、農林省営林署が現地調査を実施し土地を査定(P10-13参照) **No.2 No.3**
- 
- 1932年  
(昭和7年)
- ▶ 尖閣諸島4島が順次、古賀善次に払い下げられた
- 
- 1945年以降  
(昭和20年)
- ▶ 米軍が久場島を射爆撃演習場として使用。同島の所有者(古賀善次)と賃借契約(P16-20参照) **No.4 No.5**
-

## 尖閣諸島4島を大浜間切の小字に編入したことを示す沖縄県令

## 資料概要

沖縄県臨時土地整理事業を受け(P6参照)、1902年(明治35年)に宮古、八重山諸島の行政区画再編を定める県令。この県令49号によって、魚釣島、久場島、北小島、南小島は八重山郡大浜間切登野城村の小字として編入された。各字名は、この県令49号の別冊として添付されている(※1、2)。

- ※1 平成28年度資料調査報告書(P15)で紹介した明治35年県令49号と同一であるが、この版には字名が示された別冊が記載されている。
- ※2 1911年(明治44年)に発行された『沖縄県令達類纂』に収録されているこの県令49号の別冊には、「明治四十一年三月二十八日県令第二十二号ヲ以テ四ヶ村設置ニ付改ム」と注釈が付されている。これは、1907年(明治40年)に沖縄県及島嶼町村制が施行され、八重山郡にそれまで置かれていた宮良間切、大浜間切、石垣間切が廃止され、翌1908年(明治41年)に新たに八重山村が置かれたことを指すものと考えられる。(尖閣諸島4島(南小島、北小島、魚釣島、久場島)もここで八重山村の所属となった)

## 内容見本

## 第二類 制度

## 第六章 郡区町村

○県令第四十九号(明治三十五年十二月三日)

(略)八重山郡魚釣島久場島其他附近ノ島嶼ハ大浜間切登野城村ノ区域ニ編入ス

宮古、八重山両郡各間切内ノ村ノ区域並字名ハ別冊ノ通り定ム

(別冊)

(略)

## 八重山郡

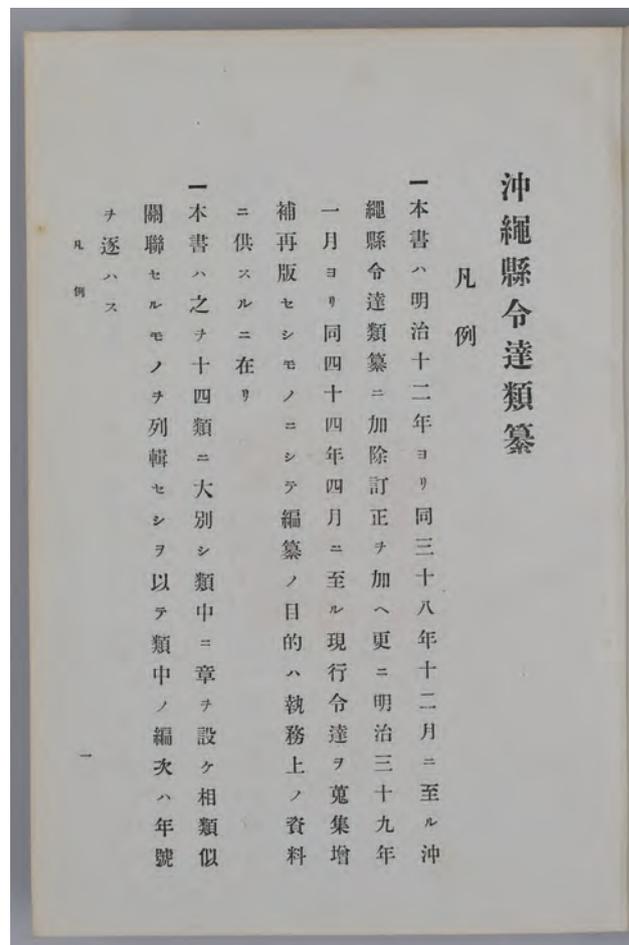
八重山村

(略)

○字登野城

(略)字南小島 字北小島 字魚釣島 字久場島

(略)



京都大学法学部図書室所蔵

作成年月日	1902年(明治35年)12月3日(県令) 1911年(明治44年)11月10日(収録誌)
編著者	沖縄県
発行者	沖縄県
収録誌	沖縄県令達類纂(上)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	京都大学法学部図書室
利用方法	京都大学法学部図書室で利用手続きを行う

明治四十一年三月二十八日  
縣令第二十二號ヲ以テ  
四ヶ村設置ニ付改

ノ區域ニ編入スヘキ旨内務大臣ヨリ訓令相成候條其旨相心得ヘシ  
○縣令第四十九號(明治三十五年十二月三日)  
宮古郡砂川間切西里村字西里添村ヲ分割シテ西里添村トシ同間切下里村字下里添村ヲ分割シテ下里添村トシ平良間切東仲宗根添村ヲ分割シテ東仲宗根添村トシ同間切池間村字池間添村ヲ分割シテ池間添村トシ同間切前里村字前里添村ヲ分割シテ前里添村トス八重山郡魚釣島久場島其他附近ノ島嶼ハ大濱間切登野城村ノ區域ニ編入ス  
宮古、八重山兩郡各間切内ノ村ノ區域竝字名ハ別冊ノ通り定ム  
(別冊)

平良村

字松原

字ウエニヤ 字ナカムイ 字大後 字サフタ 字ミアクテ 字オブガフ 字ウツマ 字バ  
ヲフク 字シバリ 字マスハリ 字ミノバリ 字棚原 字アラシ 字イリメゴシ 字マツ  
ザ 字ミナバ 字ヨナヲフク 字ビスガツハナ 字カアラ 字長原 字ビガア 字ビヤフ  
タ原 字トウズゾコ 字シカチ 字アガリトウズゾコ 字ユミバリ 字カヅアミチ 字オ  
ブドウ 字ウエバリ

字下里

字西里 字南方 字大嶺 字アマヒサ 字南原 字神屋 字大三俵 字大原 字ヨシキ底  
字馬場 字嶺原 字東大原 字腰原 字南腰原 字七原 字アカウフタ 字地盛 字眞久  
底 字南久底 字山仲 字カナイタ 字鏡原 字上地盛 字鏡原山  
字西里

第二類 制度 第六章 郡區町村

字大川

字東ノハカ 字中ノハカ 字西之ハカ 字東眞地 字西眞地 字本名 字長間 字嵩原  
字中垣 字志原 字ブンニ 字番名 字大川山

○字登野城

字村内 字天川 字糸數 字山原 字仲道 字赤生 字仲須目 字大榭 字マチャフチャ  
字阿武名 字小波本 字田原 字南上原 字ナア山 字北上原 字ナケイ 字山根 字バ  
ンナ 字スイナ 字バラビ道 字嵩田 字南小島 字北小島 字魚釣島 字久場島

第二類 制度 第六章 郡區町村

1930年(昭和5年)

## 尖閣諸島4島の払い下げに際して土地価格を査定した調査書

### 資料概要

1930年(昭和5年)、古賀善次が尖閣諸島4島(魚釣島、南小島、北小島、久場島)の払い下げを願い出たことを受け(P6参照)、熊本営林局沖縄営林署が現地調査を行った結果作成した土地価格の査定書である(※1)。

熊本営林局沖縄営林署は、魚釣島を2824円70銭(画像3:次頁)、南小島を46円55銭(画像4:次頁)、北小島を31円27銭(画像5:次頁)、久場島を246円35銭(画像6:次頁)と査定した。

これを踏まえ、日本政府は、1932年(昭和7年)2月20日に久場島、同年2月25日に魚釣島、同年3月31日に南小島と北小島を古賀善次に払い下げた。

北小島、久場島の処分調査書(画像5、6)については、破損を免れている部分に「売払済」「昭和七年登記」の印が見える。

### 内容見本

(印)[受付 熊本営林局 処第230号[昭和]5年11月21日]

沖第一二三八号 進達 検査済(印)[元山]

台帖(印)[元山]

自帖第一号 至 第 号

八重山郡石垣町大字登野城処分調査書

□□□九月十二日 処分調査員 沖縄営林署長 営林署技手帖佐豊治(印)

[帖佐]

(処分調査書編綴目録用紙)

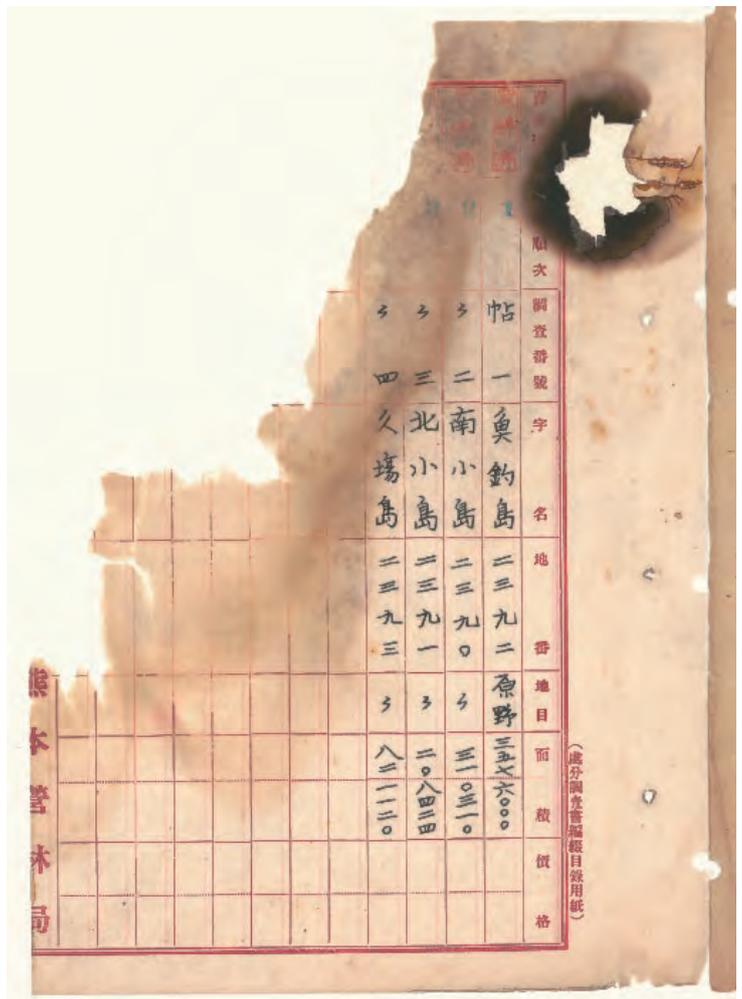
売払済	□□順次	調査番号	字 名	地 番	地 目	面 積
売払済	1	帖一	魚釣島	二三九二	原野	三五七六〇〇〇
売払済	2	〃二	南小島	二三九〇	〃	三一〇三一〇
売払済	3	〃三	北小島	二三九一	〃	二〇八四二四
売払済	□	〃四	久場島	二三九三	〃	八二一一二〇

※1 国立公文書館ウェブサイトでカラー版の高精細画像が公開されている。



画像1

作成年月日	1930年(昭和5年)
編著者	熊本営林局沖縄営林署
発行者	-
収録誌	八重山郡石垣町処分調査書
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧を行う



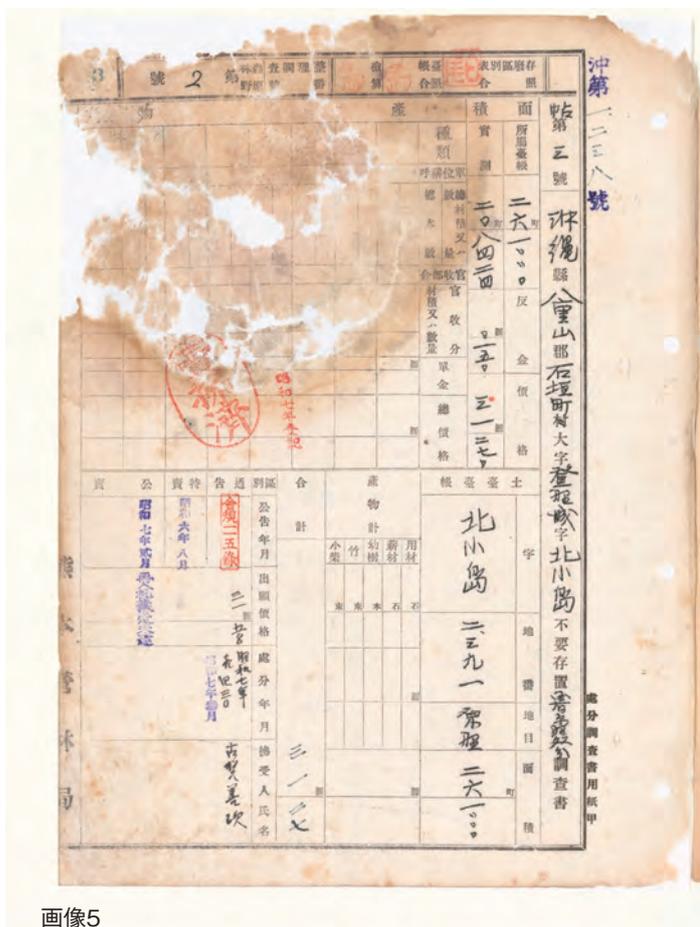
画像2



画像3



画像4



画像5



画像6

## No.3 整理調査票[八重山郡石垣町大字登野城字南小島字北小島]

1930年(昭和5年)

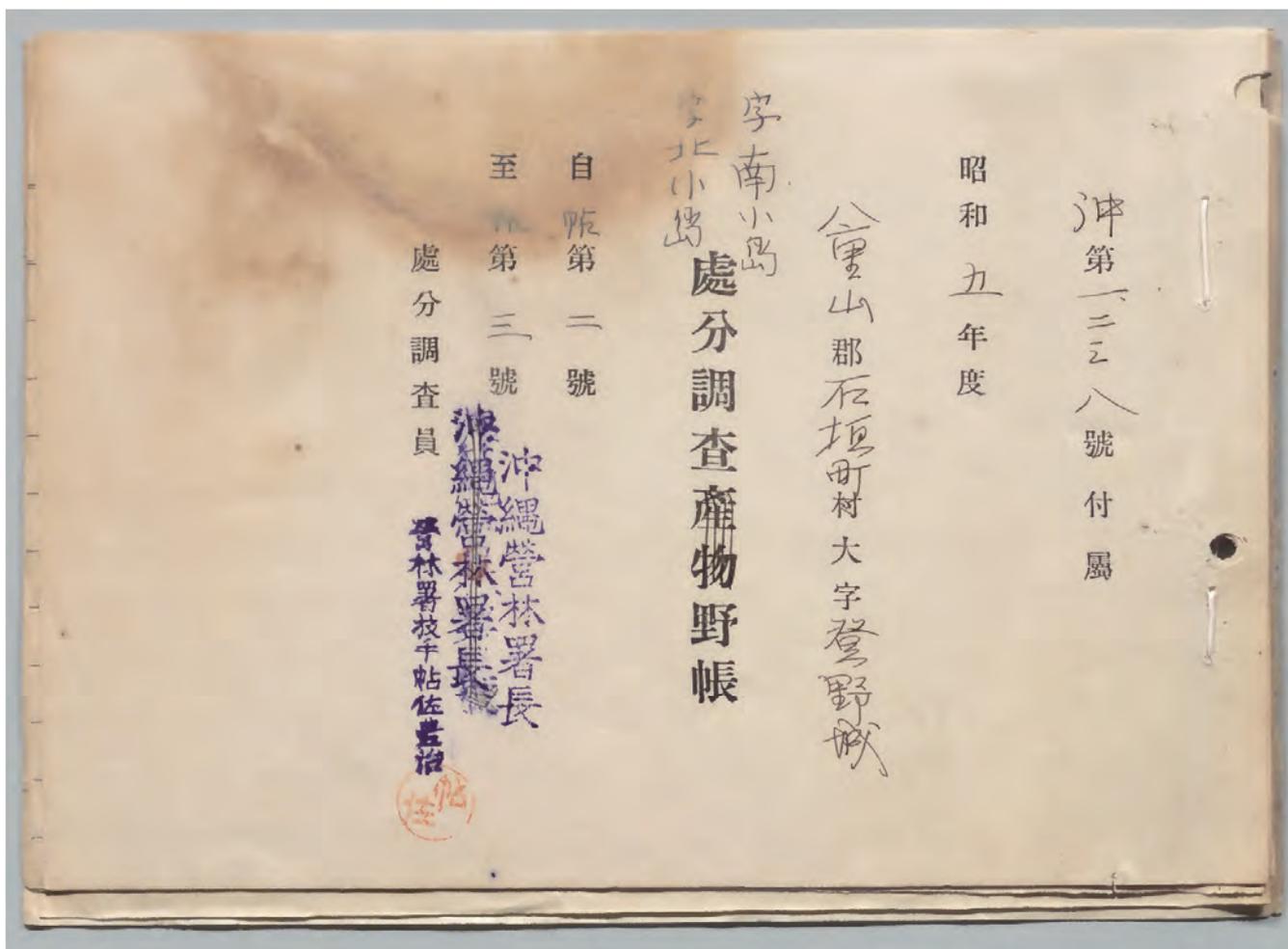
### 尖閣諸島4島に関する処分調査書(No.2)に添付された現地調査野帳

#### 資料概要

尖閣諸島4島の払い下げに際して作成された処分調査書(No.2:P10参照)に添付された現地調査野帳(測量調査票)。表題には「沖第一二三八号付属」と記載されている(画像1)。

八重山郡石垣町大字登野城字南小島、字北小島の整理調査票(画像2-1、2-2:次頁)には、字名、地番、両島の概況、種目(原野、反別)、地質(岩石)、地勢、土地の景況、隣接地への交通(石垣町へ90哩・台湾へ約100哩)などが記載されている。

作成年月日	1930年(昭和5年)
編著者	熊本営林局沖縄営林署
発行者	熊本営林局沖縄営林署
収録誌	八重山郡石垣町大字登野城字南小島・字北小島処分調査野帳 昭和5年度
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧を行う



画像1

八幡山郡 村大字

整理調査番号	調査書番号	字	地番	種目	台帳反別	実測面積	地質	(略) 地勢	地況及林況
1	帖2	南小島	2,390	原野	32,7310	31,0310	岩石	大半絶険 断崖ノケ所多ク内部岩石ノ間ニ鳥糞積重ネタル上ニ雜繁点生スルモ原野状態ヲナス程度ニアラズ全クノ岩石地ナリ	島ノ全部ガ岩石ニシテ海岸ヨリ断崖ノケ所多ク内部岩石ノ間ニ鳥糞積重ネタル上ニ雜繁点生スルモ原野状態ヲナス程度ニアラズ全クノ岩石地ナリ
2	帖3	北小島	2,391	原野	26,1000	20,6620	岩石	〃	〃

画像2-1 (見開き左)

交通運搬ノ関係				利用用途	緑故又ハ慣行	希望ノ程度	資力	其他参考トナルヘキ事項
國道	市道	市街	部落	其他				
石垣町ヨリ90哩	〃	〃	〃	海鳥採集地ニハ水溜ノ設備セシケ所ナシ	+	薄	アリ	島ノ全部ガ全クノ岩石ニシテ海岸ヨリ断崖ノケ所多ク内部岩石ノ間ニ鳥糞積重ネタル上ニ雜繁点生スルモ原野状態ヲナス程度ニアラズ全クノ岩石地ナリ
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	海鳥採集地ニハ水溜ノ設備セシケ所ナシ

画像2-2 (見開き右)

内容見本 ※画像2-1、2-2

整理調査番号	調査書番号	字	地番	種目	台帳反別	実測面積	地質	(略) 地勢	地況及林況	交通運搬ノ関係		利用用途 (略)	其他参考トナルヘキ事項
										國道	市道		
1	帖2	南小島	2,390	原野	32,7310	31,0310	岩石	大半絶険 断崖ノケ所多ク内部岩石ノ間ニ鳥糞積重ネタル上ニ雜繁点生スルモ原野状態ヲナス程度ニアラズ全クノ岩石地ナリ	島ノ全部ガ岩石ニシテ海岸ヨリ断崖ノケ所多ク内部岩石ノ間ニ鳥糞積重ネタル上ニ雜繁点生スルモ原野状態ヲナス程度ニアラズ全クノ岩石地ナリ	石垣町ヨリ90哩	台湾へ約100哩	海鳥採集地及ビ漁業根拠地	島ノ全部ガ全クノ岩石ノミナリシヲ為メニ利用ノ途ナケレトモ、海鳥類採集地ニハ最適ノケ所ナリ海鳥ハ幾十萬ト群集シラルモ現今ハ何等利用セズ 大岩石ノ下ニ昔鳥類採集セシ時ニ築造セル水溜アリ
2	帖2	北小島	2,391	原野	26,1000	20,6620	岩石	〃	〃	〃	〃	〃	〃
													本島ニハ水溜ノ設備セシケ所ナシ

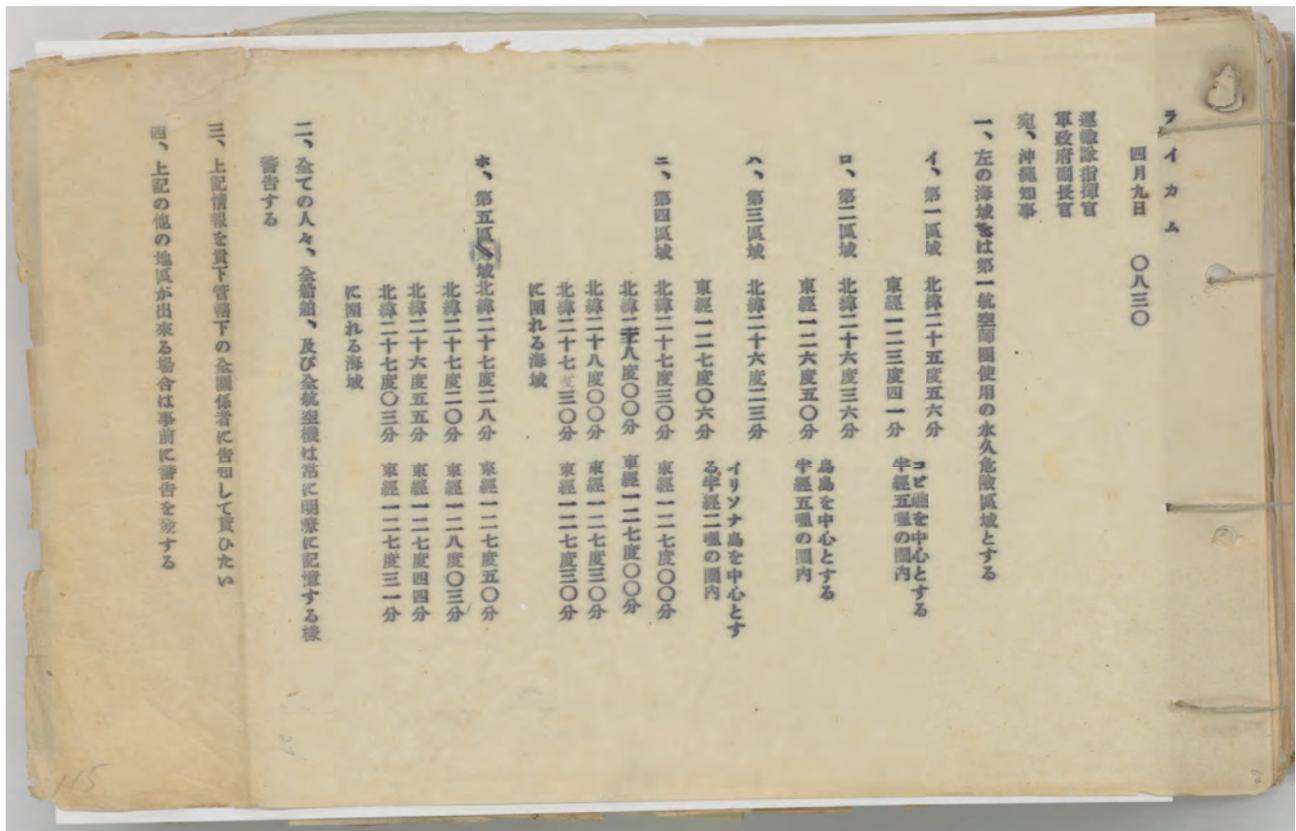
## (イ) 米国(米軍)の認識を示す資料

### 資料群2 戦後、米国(米軍)が尖閣諸島を琉球の範囲に含め、琉球政府／沖縄民政府による行政権の行使を認めていたことを示す資料

戦後、琉球列島を占領統治した米国軍政府は、尖閣諸島を八重山群島の島嶼群に含め、久場島を駐留空軍の射爆撃演習場として指定し(下写真参照)▶、利用を開始した。

それに伴い、射爆撃演習場として指定された場所は、漁業者による出漁が禁止された。過去の調査では、遅くとも1948年(昭和23年)には久場島が射爆撃演習場として指定され、その旨が米国軍政府から下部の行政機構にあたる沖縄民政府に同年4月9日付で通達されていたことを示す資料を確認していた(※)。今年度の調査では、米国軍政府が沖縄民政府に対して出漁禁止区域を告知したこと、また、それを沖縄民政府が漁業関係者に通達していたことを示す同年4月22日付の資料を確認した(No.4:P15参照)。

また、久場島は、古賀善次が所有する私有地であったが(P10-13参照)、米軍は琉球政府を介して同島を軍用地として借り上げる賃借契約を古賀善次と締結した。この契約に関する1958年(昭和33年)から1970年(昭和45年)までの資料を今年度の調査で確認した(No.5:P16-20参照)。



※ [琉球米軍司令部による永久危険区域の指定](報H28/P33)

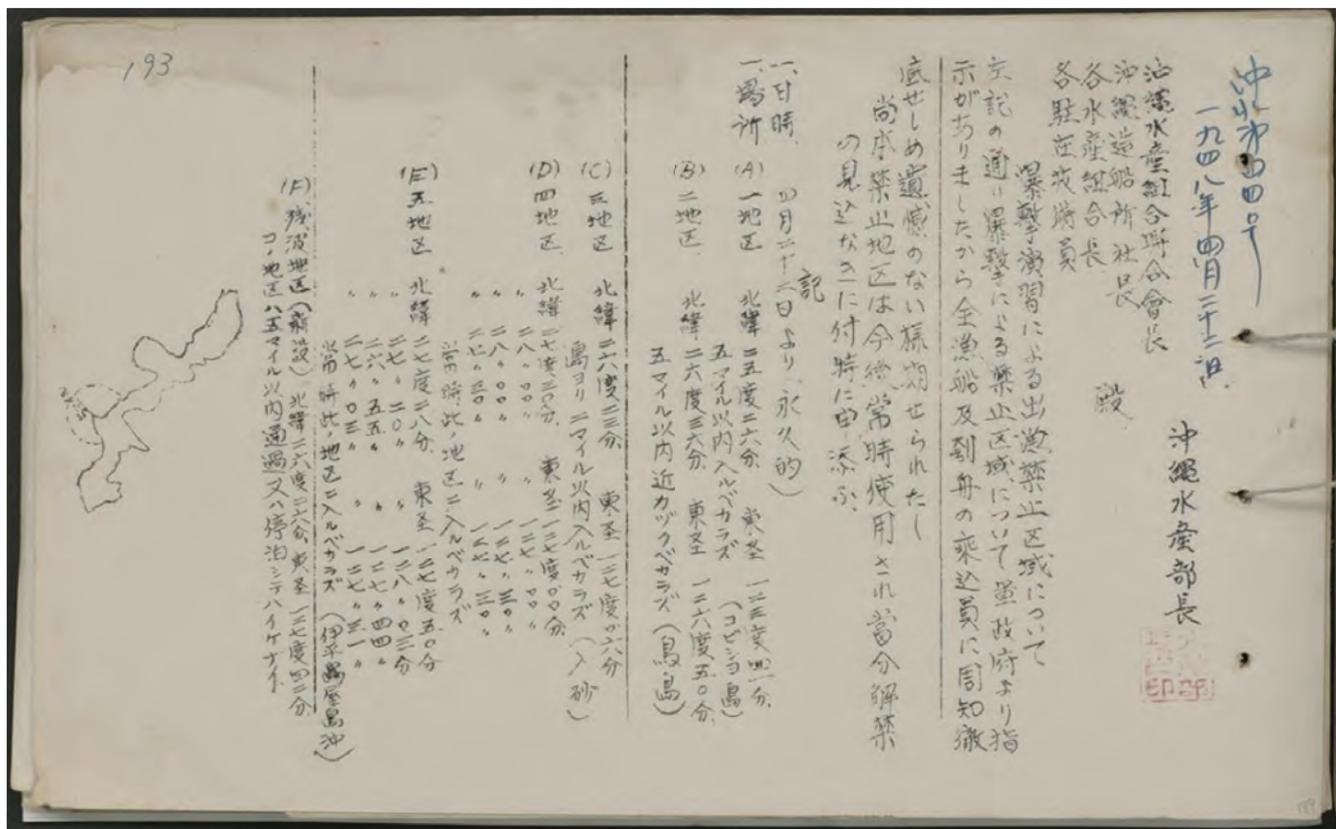
沖縄県公文書館所蔵

1948年(昭和23年)4月9日付。琉球米軍司令部より、米国軍政府副長官を通じた沖縄(群島)知事宛の通達。コビ礁(久場島)以下5つの区域を第一航空師団が使用する永久危険区域とし、このことを知事以下全関係者に告知するよう記している。同様の内容が、5月25日付の「臨時北部南西諸島公報」(奄美群島公報紙)、5月27日付の「公報新宮古」(宮古群島公報紙)、11月1日付の「八重山タイムス」(八重山群島紙)などにも記されている。

## No.4

## 沖水第44号[爆撃演習による出漁禁止区域について]

1948年(昭和23年)4月22日

米軍が久場島を射爆撃演習地に指定し、  
沖縄民政府がそれを漁業関係機関に通知したことを示す資料

## 資料概要

この資料は、米軍による爆撃演習の実施に伴い、沖縄民政府が米国軍政府から指示された出漁禁止区域について、沖縄水産組合連合会長他漁業関係者に1948年(昭和23年)4月22日付で通達したものである。

出漁禁止区域として、米軍が射爆撃演習場としてそれぞれ永久危険区域に指定している場所(P14参照)が示され、(A)に久場島(コビシヨ)の周辺5マイルが含まれている。

これまで、同年4月9日付で、米国軍政府が射爆撃演習場の指定について沖縄民政府に通達した資料を確認していたが、それが漁業関係者に同民政府から通達されていたことについては、知りうる限り未確認であった。

作成年月日	1948年(昭和23年)4月22日
編著者	沖縄民政府
発行者	沖縄民政府
収録誌	沖縄民政府当時の軍指令及び一般文書5-4 1948年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う (沖縄県公文書館ウェブサイトで閲覧する)

## 内容見本

沖水第四四号  
一九四八年四月二十二日  
沖縄水産部長(印)  
沖縄水産組合連合会長  
沖縄造船所社長  
各水産組合長  
各駐在技術員 殿

爆撃演習による出漁禁止区域について  
左記の通り爆撃による禁止区域について軍政府より指示がありましたから全漁船及剝舟の乗組員に周知徹底せしめ遺憾のない様期せられたし  
(略)  
記  
一、日時 四月二十二日より(永久的)  
一、場所 (略)(コビシヨ島)  
(略)

## 米軍が琉球政府に久場島の取得を要求する告知書

## 資料概要

この資料は、米国が石垣市に所在する久場島を無期貸借して軍用地として取得するよう琉球政府に要求するための告知書である。

この告知書は、琉球列島高等弁務官(※1)布告に基づき、指定された土地を米軍が軍用地として使用するため、琉球政府が取得交渉を行うことを定めた文書である。

告知書本体(画像1-1～1-3)には、1960年1月に琉球政府によって署名され、同月、八重山登記所に登記され、石垣市において公示されたことが示されている。なお、賃借による取得の開始時期は、1958年7月に遡って行うよう記載されており、実際、そのとおり、琉球政府と久場島の所有者である古賀善次氏との間で契約が締結された(※2)。

取得の対象となる土地は、添付文書において示されることとされており、EXHIBIT “A”(画像2、内容見本参照)に態様、EXHIBIT “B”(画像3)に境界が書かれている。

米軍が上記の経緯により久場島を軍用地として使用したことは、当時の新聞記事でも報道されており、石垣市が固定資産税を同氏から徴収していたこと等が書かれている。

- ※1 米国民政府(USCAR)の最高責任者。  
 ※2 琉球政府(石垣市)が、久場島の所有者である古賀善次と締結した基本賃借契約書が別途存在する(沖縄県公文書館所蔵、資料コードR00035532B)。このように琉球政府は、個々の土地の地主と契約を済ませた後、米国との間に総括賃借契約を締結した。

## 内容見本

【画像2参照】 ※米軍が取得を要求する久場島の詳細

RECAPITULATION BY CLASS & GRADE				*** Ishigaki Clty		List Nr. C-238
CLASS	GRADE	TRACTS	TSUBOS	ACRES	ANNUAL RENTAL	PER-CENTAGE
Range Land	1					62年度 支払済
	2	1	264,400		5,763.92	
	3					
Total Privately Owned Land		1	264,400	215.01	5,763.92	100%
GRAND TOTAL		1	264,400	215.01	5,763.92	100%

POORE Form93  
5. Dec 58

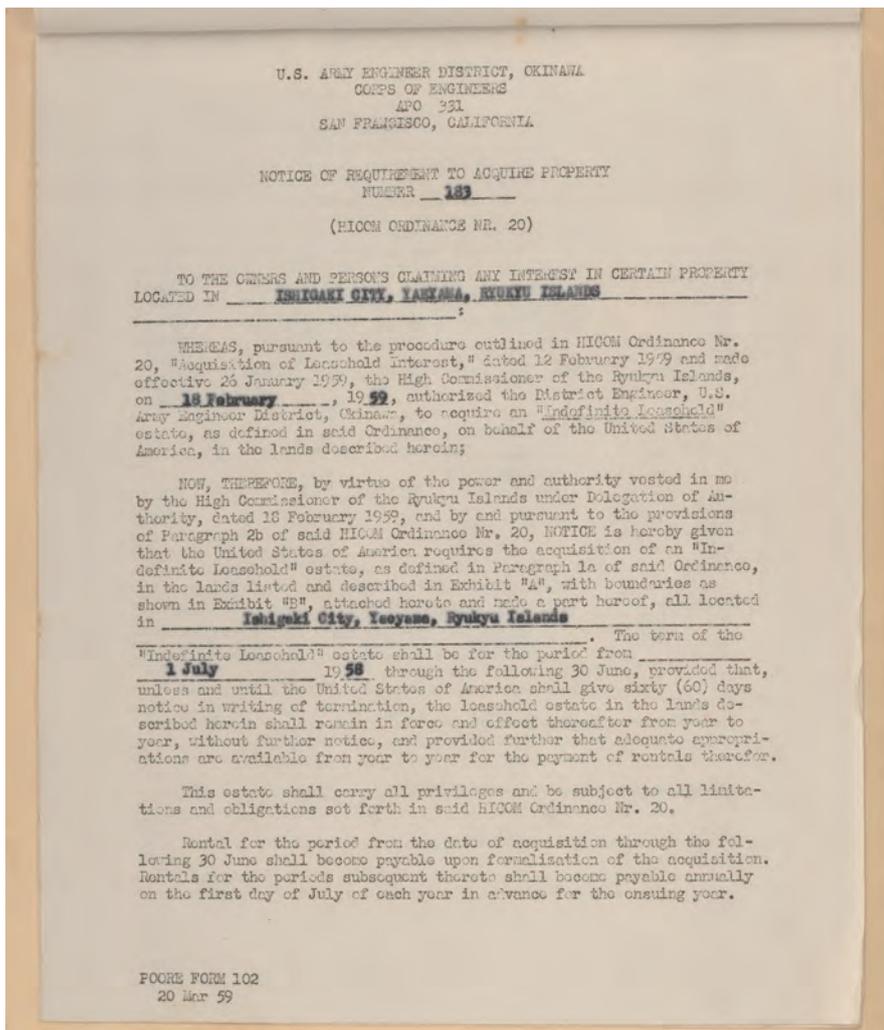
【画像3参照】 ※米軍が取得を要求する久場島の境界

EXHIBIT B

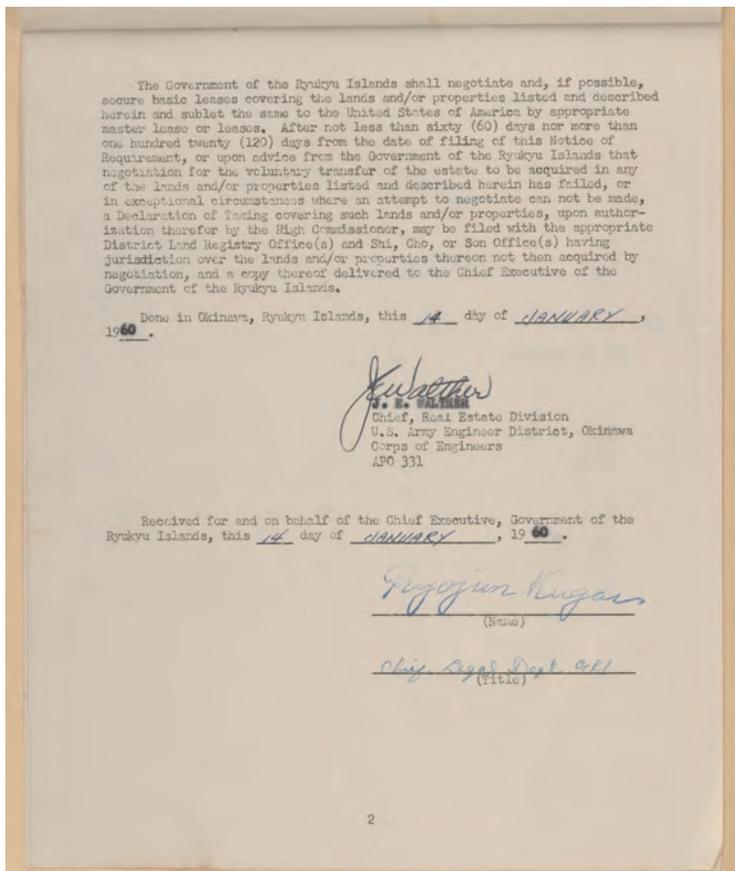
AREA TAKEN(使用地)

(久場島に赤で斜線)

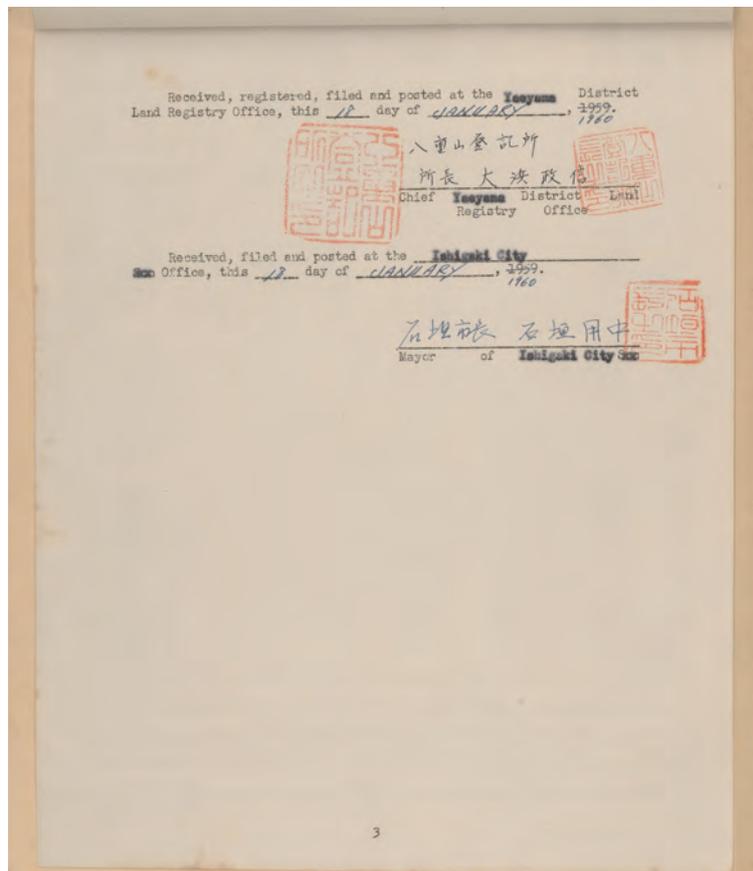
作成年月日	1960年(昭和35年)1月
編著者	琉球政府法務局軍用地関係事務所業務課
発行者	琉球政府法務局軍用地関係事務所業務課
収録誌	財産取得要求告知書 石垣市 NR-183 ENG-0227 不定期間賃借権
言語	英語/日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う



画像1-1 (財産取得要求告知書本体)  
沖縄県公文書館所蔵



画像1-2 (財産取得要求告知書本体つき。米軍、琉球政府の署名)



画像1-3 (財産取得要求告知書本体つき。八重山登記所、石垣市署名)

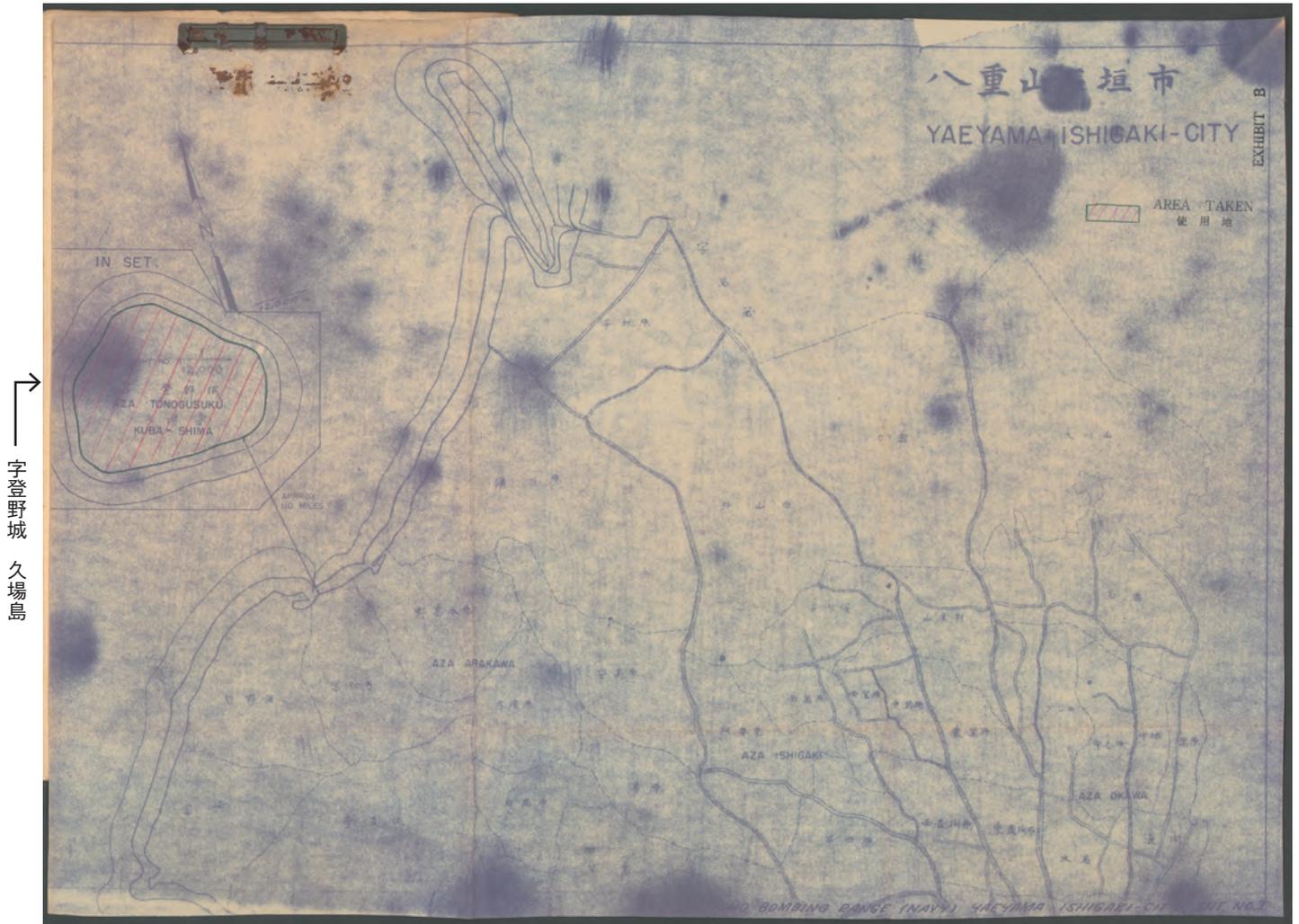
RECAPITULATION BY CLASS & GRADE			323 Ishigaki City	List Nr. C-238		
CLASS	GRADE	TRACTS	TSUBOS	ACRES	ANNUAL RENTAL	PER- CENTAGE
Bldg. Lot	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
Sub-Total						
Wet Farm	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
Sub-Total						
Dry Farm	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
Sub-Total						
Forest Land	1					
	2					
	3					
Sub-Total						
Range Land	1					
	2	1	264,400		5,763.92	
	3					
Sub-Total						
Tomb Land						
Forest Reserve						
Sacred Land						
Misc. Land						
Pond, Marsh, Swamp & Pool (Chiso)						
Public Used Land						
Salt Flat						
Total Privately Owned Land		1	264,400	216.01	5,763.92	100%
Municipal Land Unsubdivided		-----	-----	---	-----	--
GRAND TOTAL		1	264,400	216.01	5,763.92	100%

POORE Form 93  
5 Dec 58

沖縄県公文書館所蔵

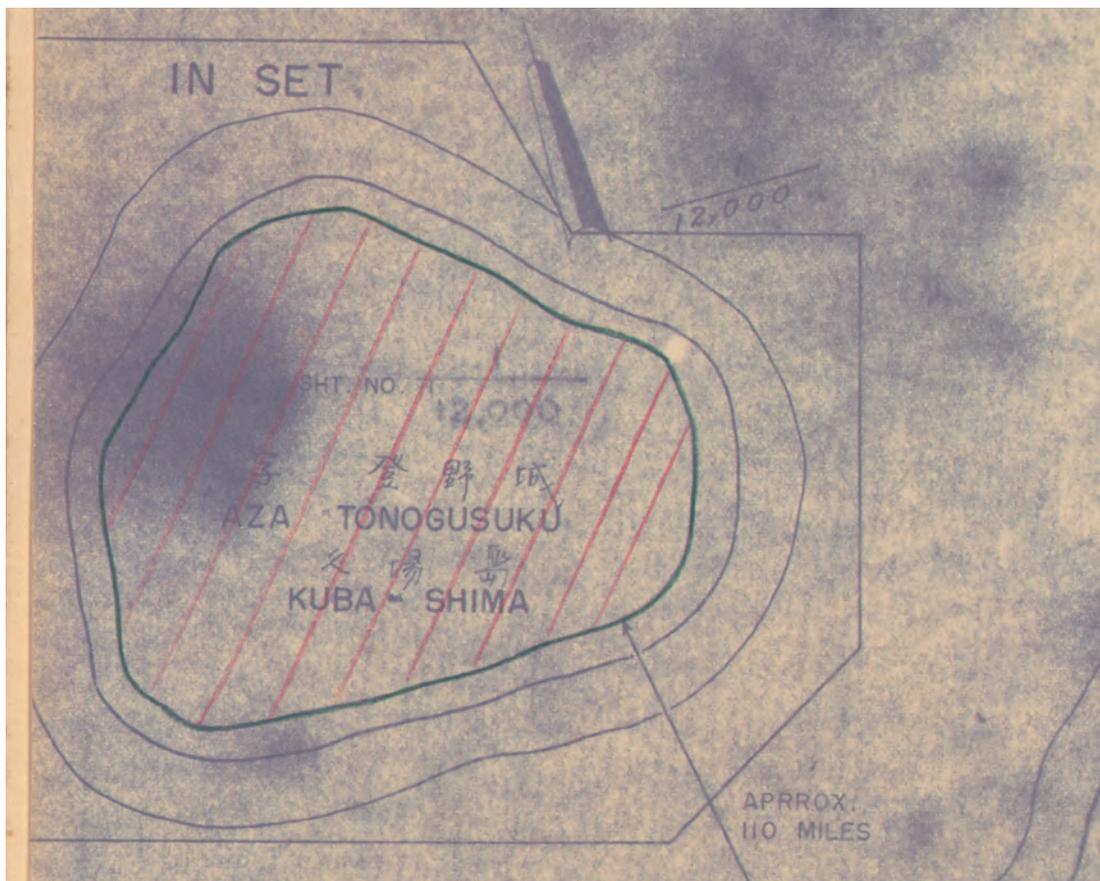
画像2 (EXHIBIT "A": 古賀善次所有の久場島に関する詳細)

※明確にはEXHIBIT "A"の記載が見られないが、それに該当するものと考えられる。鉛筆でのメモ書きは、62年度支払済と書かれていることから、契約後賃料支払いを継続する過程で記されたものと思われる。



画像3 (EXHIBIT B: 土地境界を示す資料。赤で斜線が引かれた部分が石垣市登野城久場島)

沖縄県公文書館所蔵



該当部分拡大

【参考】久場島を米軍が所有者から賃借していることを伝える記事

1961年(昭和36年)3月31日付八重山毎日新聞記事

軍が魚釣島に保障金  
(爆撃演習地)

年五千六百ドルの地料

受領者は所有者の古賀氏

軍用地といえば沖縄本島のことでは八重山には関係がなく、対岸のどきどきとくらくらに思われているが、八重山にも二十年前から軍用地として認められ爆撃演習保障費として地料を支給されている純然たる軍用地があるが、一般には知られていない話がある。

マキの木がうつつそう

かつお業の最適地、市の財源にも

この軍用地は石垣島から北西へ九十カイリの地点にあり、ちょうど与那国とキールン・石垣島を結

ており、一番大きいのが魚つり島(百十萬一千七百坪)、次がクバ島(二十六萬四千四百坪)南北両小島の順となり、番地もそれぞれ石垣市字登野城二千三百九十から三番地までとなっている地料は年五千六百ドルという大

きな金で石垣市の徴収している固定資産税が年百二十ドルというから、市としても大きな財源になっている。この軍用地の所有者は古賀辰四郎氏(善次氏の父)で同氏が現地でかつお業を営んでいたところ、かつお業の最適地として沖縄県から七千円でお菜の時期中は泊り込みで換業していたが、戦前で東京に引揚げ、現在管理人は南海商会の社長照屋清栄氏となっており、

毎年地料を受領して本人あて送金している。地料の高いのは、これまで十年間米軍が射撃演習地として無断で借用していたのを、所有者が古賀氏であることがわかって十年前にさがのぼって支給されてきたためだといわれている。

照屋氏の話によると、所有者の古賀氏の本籍地は那覇市西本町四ノ十四にあるため四月ころ東京から引揚げ八重山にもどってくるという便りを同氏によせている。同無人島には、二十五年前マキの木を十本本植樹してあり、現在そのままあれば相当な建築材として利用されるという。大海の孤島と思えないほど、水

に恵まれ、夏の海水期でも水の心配がなく、そのわき水は万病の薬として利用されていたという。

沖縄県立図書館所蔵

八重山地方にも米軍軍用地(久場島のこと)があり、その所有者である古賀善次(※)に対して米軍から賃料が支払われていることが示されている。地代は年5600ドルであり、石垣市には固定資産税として年120ドルが支払われていて石垣市の大きな財源になっていること、また、同諸島は古賀氏の所有であり、現在は南海商会社長が管理人となっていることなどを報じている。古賀辰四郎がかつお業を営んでいたことや、水が湧き出ることなど、戦前の様子についても触れられている。

※ 記事中は古賀辰四郎とされているが同氏の死後、古賀善次に引き継がれている(P6参照)

**資料群3** 米国が戦時中から尖閣諸島を沖縄の範囲に含めていたことを示す資料

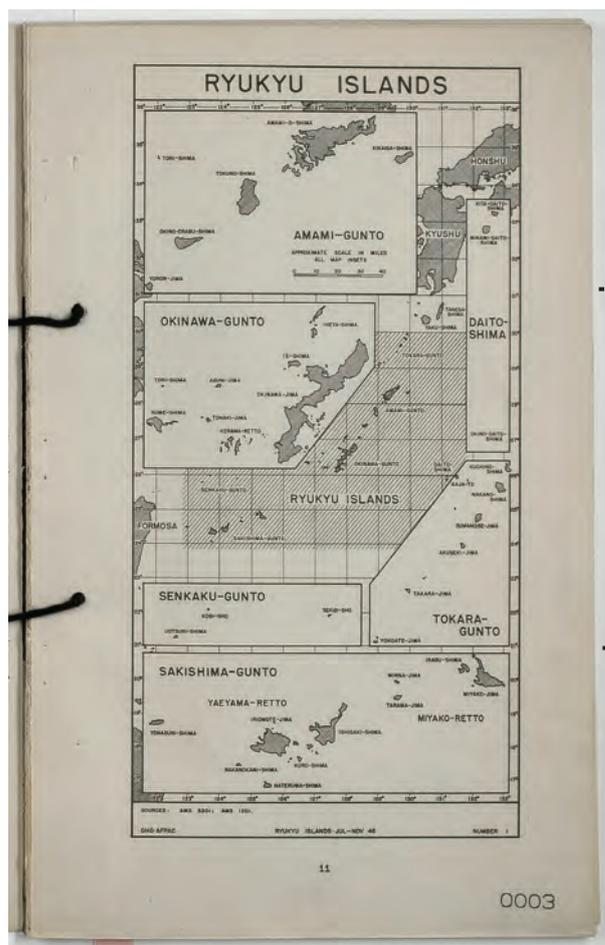
戦後、琉球列島を占領統治した米国軍政府は、占領当初から尖閣諸島を琉球の範囲に含めていた。

米国軍政府の活動報告第1号(1946年7月発行:右図参照)には、尖閣諸島を「SENKAKU-GUNTO」として琉球列島の範囲に描いている。

その後、米国民政府(USCAR)の布令第68号「琉球政府章典」(1952年(昭和27年)2月29日に公布)や、布告第27号「琉球列島の地理的境界」(1953年(昭和28年)12月25日公布)等に琉球の範囲が緯度経度で示され、その中に尖閣諸島が含まれてきた。

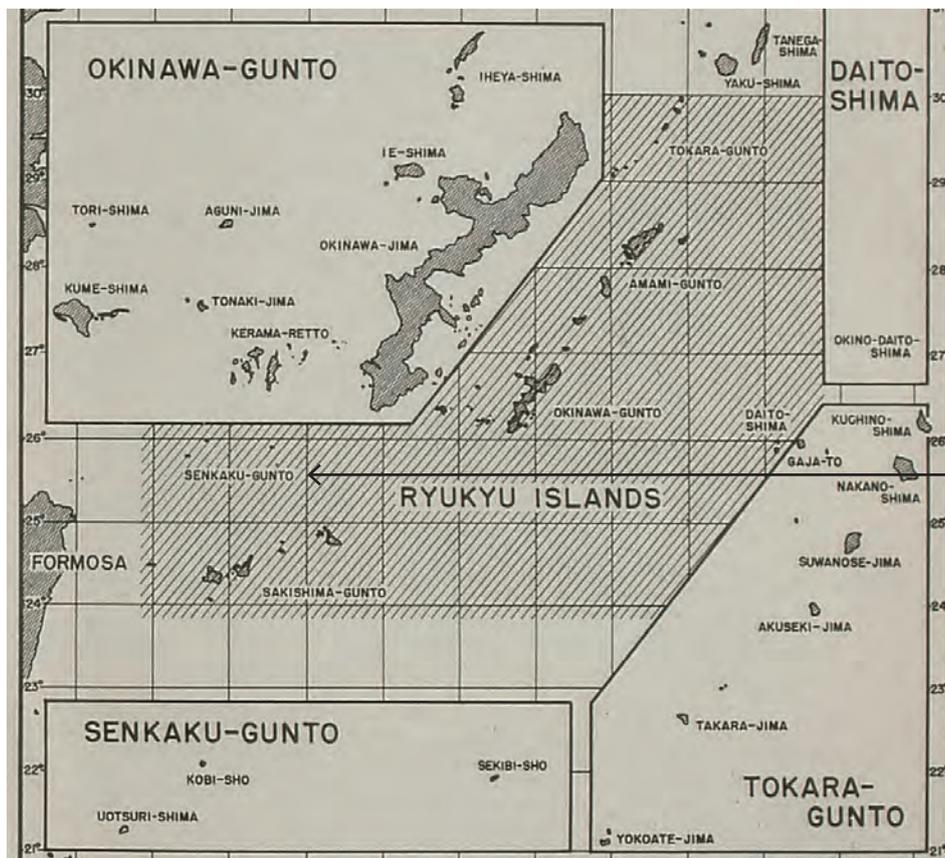
沖縄返還協定(1971年(昭和46年)6月17日署名)に付属の合意議事録では、上述の布告第27号で示されている範囲が、協定の対象となることに日米が合意している。

今年度の調査では、尖閣諸島を琉球の一部とする米国軍政府の認識が、戦時中、米軍が対日作戦を遂行する際に用いていた基礎的な情報をまとめた資料の中にも記されていたことが確認された(P22-25参照)。 **No.6 No.7**



拡大図の範囲

拡大図



「SUMMATION of UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT ACTIVITIES in the RYUKYU ISLANDS No1 July-November 1946」  
 琉球列島における米軍政府による活動報告第1号(1946年7月)戦後最初に出されたもの。

RYUKYU ISLANDSの範囲に SENKAKU-GUNTO

外務省外交史料館所蔵

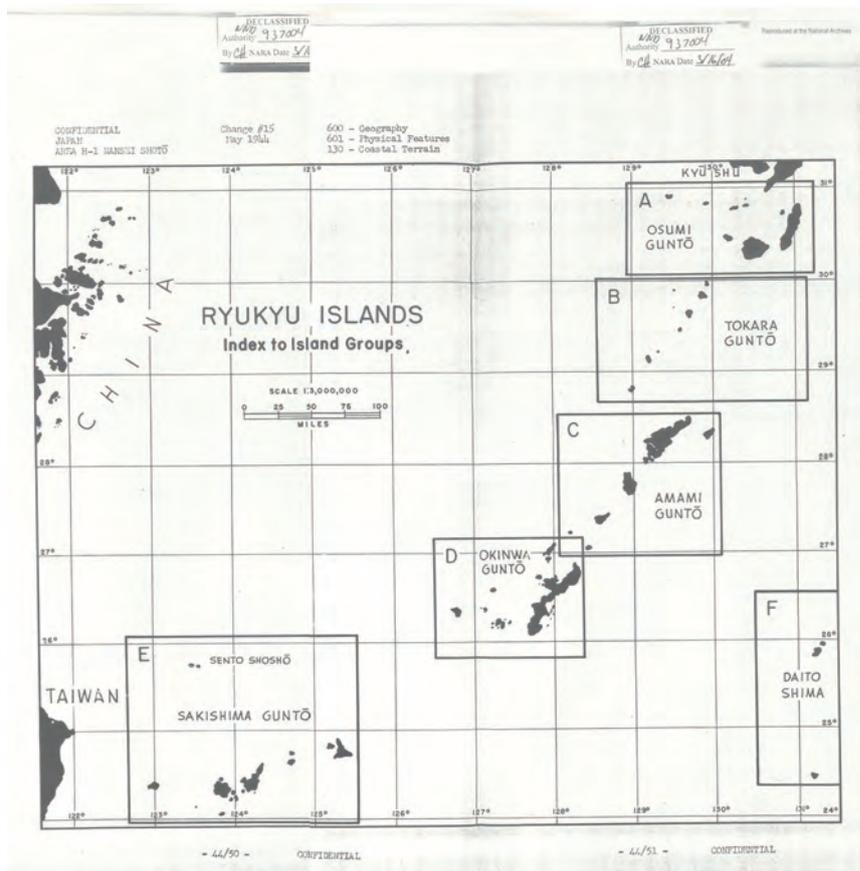
## 琉球列島の中に尖閣諸島が含まれている 戦時中の米国海軍作成資料

### 資料概要

この資料(画像1~3)は、米国海軍情報局が1944年(昭和19年)5月に作成(改訂)した、日本の状況を分析した情報集(モノグラフ)全体のうち、南西諸島の地理情報に関する部分を抜き出したものである(※)。資料では、琉球列島(RYUKYU ISLANDS)がA~Fの各島嶼地域に分類され、E-先島群島(SAKISHIMA GUNTO)の中に尖閣諸島(尖閣群島: SENAKU GUNTO)が描かれている(画像2: 次頁)。

また、尖閣諸島が琉球列島の範囲に含まれていることが確認されるだけでなく、尖閣諸島各島(魚釣島、南小島、北小島、久場島)の様子も描かれ、魚釣島には小型の船が接岸できる場所があることや、久場島(KOBISHO)に死火山の噴火口があることなども示されている(画像3: 次頁)。

※ 沖縄県公文書館が米国国立公文書館(NARA)から収集(複製)したもの。同館は、NARAの分類に基づき、この資料を「第2次世界大戦作戦報告書」シリーズとして分類している。各島の位置の他、気温、海水温、海表面密度等、潮流、潮汐等、軍事作戦遂行上必要となる様々な情報が集積されている。



沖縄県公文書館所蔵

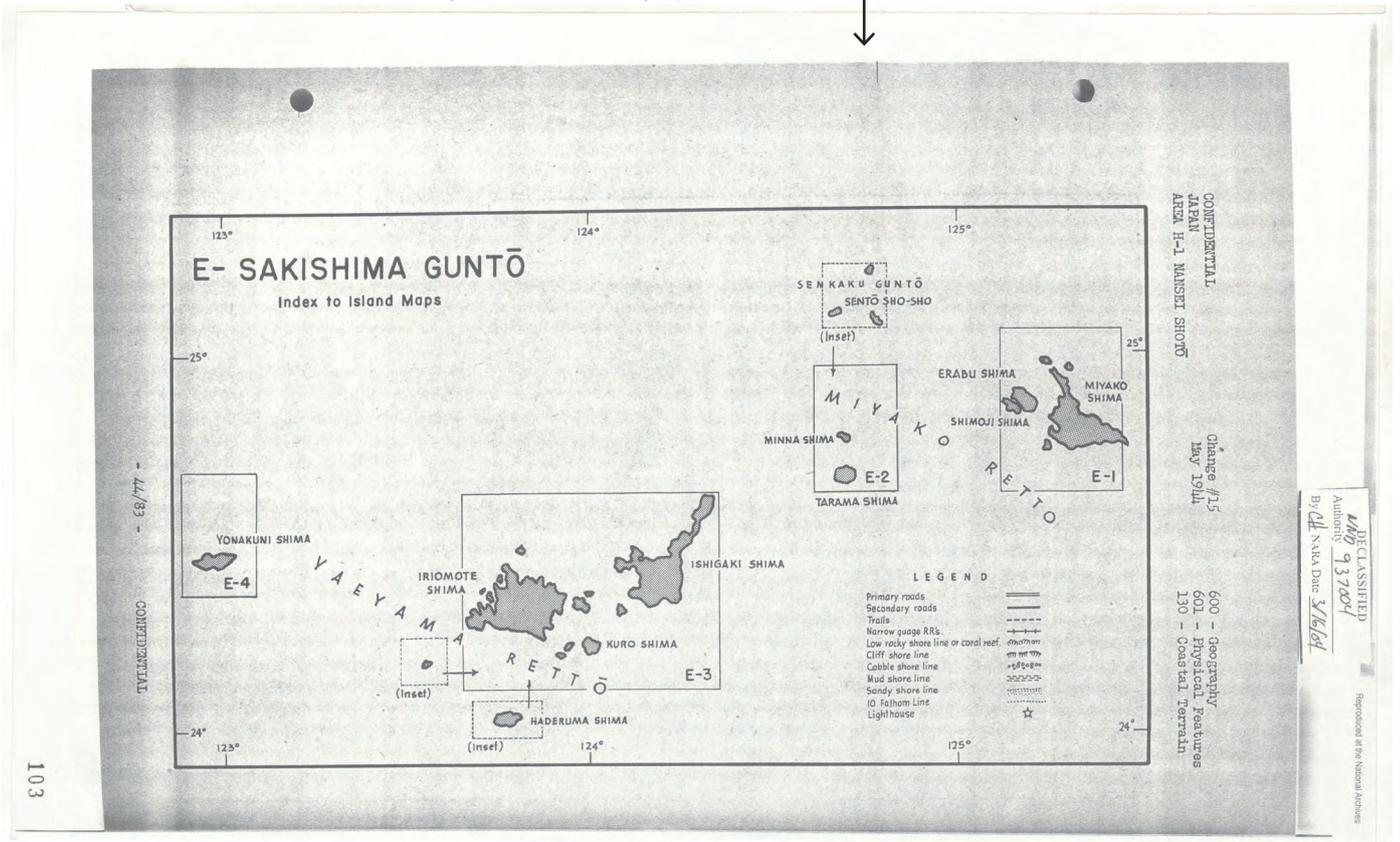
画像1: 琉球列島の中に、E-先島群島が示されている(注: 便宜上、2ページに別れている画像を合成した)

作成年月日	1944年(昭和19年)5月
編著者	米国海軍情報局
発行者	米国海軍情報局
収録誌	(00010-001) ONI 49, Change No.15, 600-Geography, Japan Area H-1, Nansei Shoto (May 1944) (1/2)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う (沖縄県公文書館ウェブサイトで見覧する)

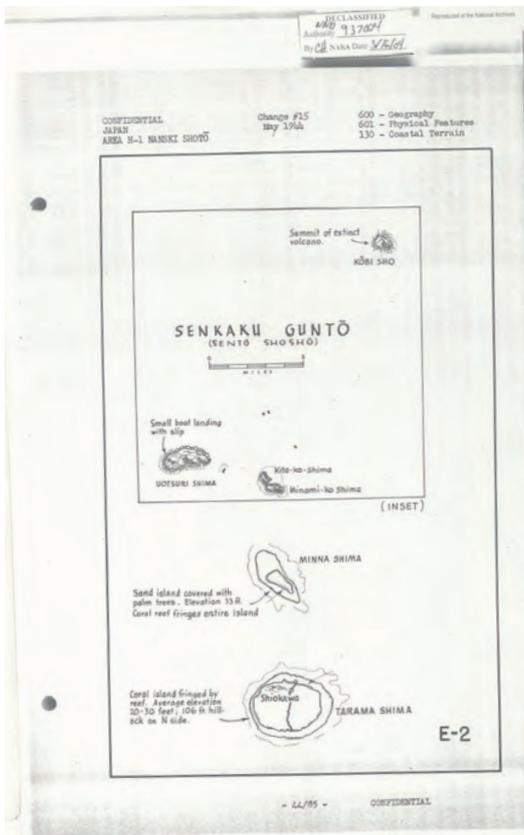
### 内容見本

SENKAKU GUNTO (SENTO SHOSHU)	Summit of extinct volcano KOBISHO
Small boat landing with slip	Kita-ko-Shima Minami-ko Shima
UOTSURI SHIMA	

画像2: E-先島群島の中に、SENKAKU GUNTO (SENTO SHO-SHO)が描かれている



沖縄県公文書館所蔵



画像3該当部分拡大

沖縄県公文書館所蔵

画像3: 尖閣群島 (SENKAKU GUNTO) として、魚釣島、北小島、南小島、久場島 (KŌBI SHO) が描かれている。魚釣島には小舟による上陸地点が、久場島には、死火山としての噴火口があることが示されている。

琉球列島の範囲に尖閣諸島が記載された  
戦時中の米国海軍水路部作成資料

## 資料概要

この資料は、米国海軍省水路部が1944年(昭和19年)に作成(改訂)したもので、日本全体の地名集から琉球列島、南方諸島に関するものを抜き出したものである(※)。

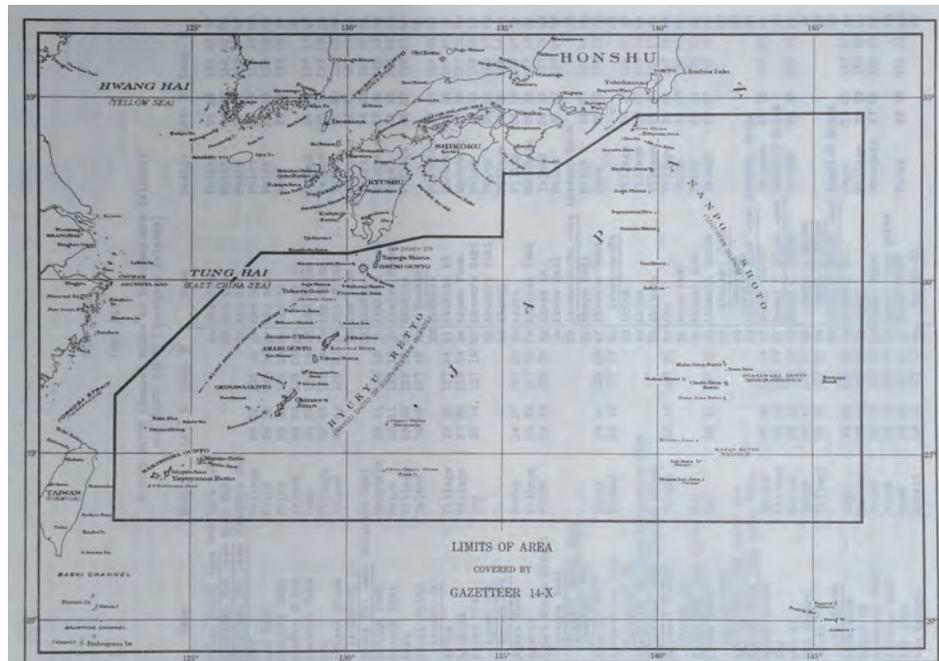
資料中、この地名集が対象とする範囲が図に示され、琉球列島(RYUKYU RETTO)の中に久場島(Kobi Sho)、大正島(Sekibi Sho)、魚釣島(Uotsuri Shima)が描かれている(画像1)。

地名集には、それぞれの地名が示す場所の位置(緯度経度)、特徴が記載され、久場島、魚釣島はIslandとなっており(画像2、4:次頁)、大正島はRockとなっている(画像3:次頁)。

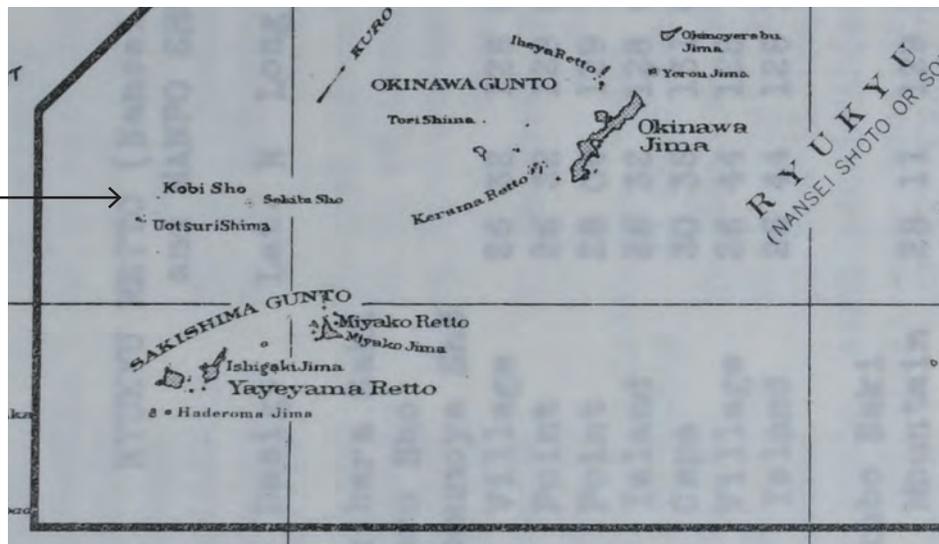
また、それらの地名や特徴を記載する上で参照した情報源(地図や海図)がコードも示されている。

※ 今年度の(公財)日本国際問題研究所との連携による英国国立公文書館における調査で確認したもので、表紙に英国空軍省の受け入れ印があり、米国海軍水路部の作成資料が、英国空軍に共有されていたものと思われる。

画像1 該当部分拡大  
(魚釣島、久場島、大正島、の記載)



画像1(範囲図)

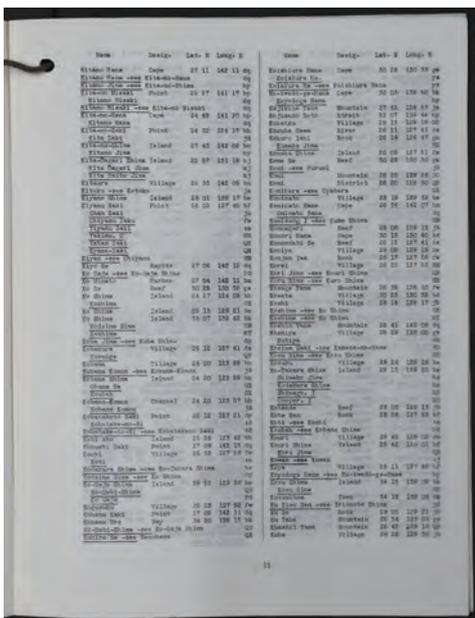


英国国立公文書館所蔵  
資料提供:公益財団法人日本国際問題研究所

作成年月日	1944年(昭和19年)11月
編著者	米国海軍水路部
発行者	米国海軍水路部
収録誌	Gazetteer No.14X: Ryukyu Retto (Nansli Shoto Southern Islands) (AIR 23/4756)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	英国国立公文書館
利用方法	英国国立公文書館で利用手続きを行う

## 内容見本

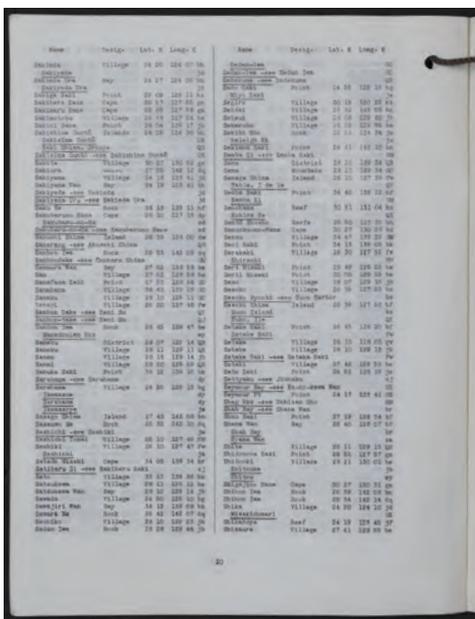
(範囲図)  
NANPO SHOTO  
(SOUTHERN ISLANDS)  
RYUKYU RETTO  
(NANSEI SHOTO OR SOUTHWESTERN ISLANDS)  
Kobi Sho  
Sekibi Sho  
Uotsuri Shima(略)



画像2(地名索引:久場島(Kobi Sho))

<u>Kobatake-no-Si</u>				zd
<u>Kobatake-no-Si -see Kobatakeno Saki</u>				zd
Kobi sho	Island	25 56	123 42	bh
Kobushi Saki	Point	27 08	142 13	dq

画像2該当部分拡大(Kobi Sho)

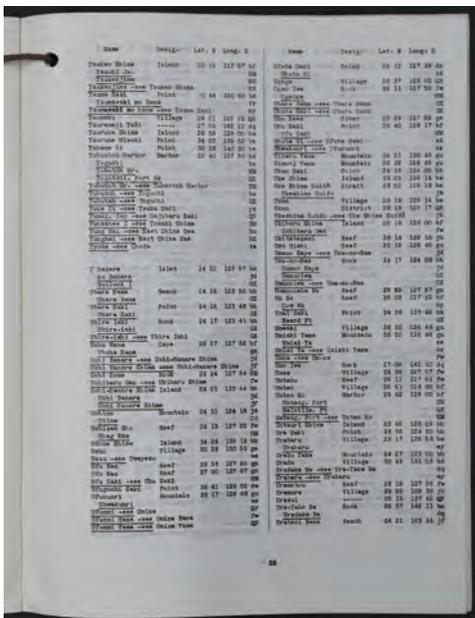


画像3(地名索引:大正島(Sekibi Sho))

Sekibi Sho	Rock	25 54	124 34	jo
<u>Raleigh Rk</u>				jo
Sekimon Saki	Point	26 41	142 10	bn
<u>Semba Zi -see Senba Saki</u>				GM

画像3該当部分拡大(Sekibi Sho)

※Raleigh Rk(ローリーロック)は大正島の別名



画像4(地名索引:魚釣島(Uotsuri Shima))

<u>Unteng, Port -see Unten Ko</u>				HM
Uotsuri Shima	Island	25 45	123 29	bh
Ura Saki	Point	24 36	124 20	bh
Urabaru	Village	28 17	129 58	be

画像4該当部分拡大(Uotsuri Shima)

## (ウ) 尖閣諸島周辺で行われた調査に関する資料

### 資料群4 旧総理府による尖閣諸島海底地質調査

1960年代に入ると、東シナ海の海底資源に対する関心が国際的に高まり始めた(※1)。1966年(昭和41年)には、国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の所属機関として、アジア沿海地域鉱物資源共同探査調整委員会(CCOP)が設立され(※2)、資源開発の可能性について議論が行われた。

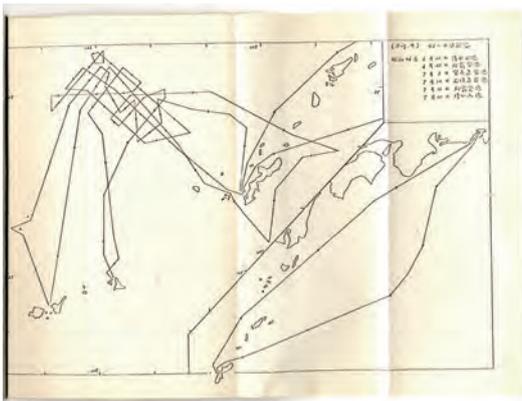
CCOPの方では、1968年(昭和43年)10月～11月に米海軍の艦艇を用いた調査が行われ、調査報告書が翌1969年(昭和44年)5月に公表された(※3)。それには、「台湾と日本との間に横たわる浅海底は将来一つの世界産油地域となるであろうと期待される」ことが示され、東シナ海の広大な大陸棚における石油埋蔵の可能性に対する関心がさらに高まることとなった。

我が国においては、1968年(昭和43年)7月の高岡大輔による沖縄県訪問・尖閣諸島現地調査(報H28/P23)の後、報告会が総理府特別会議室で行われ(同年8月30日)、その後の関係者からの文書による見解も踏まえ、

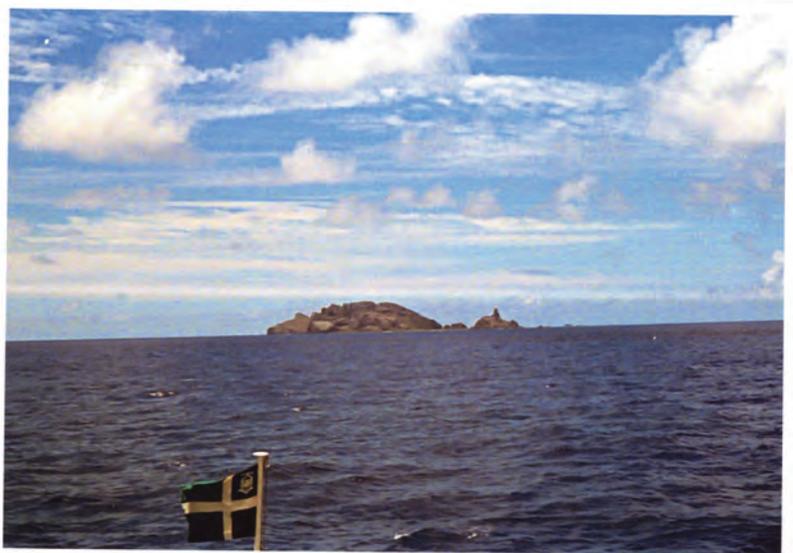
尖閣諸島一帯で急ぎ3次にわたる調査を行う必要があると結論づけた。

これを踏まえ、1969年(昭和44年)6月から7月にかけて、総理府の委託に基づき東海大学による尖閣諸島周辺海域の海底地質調査が行われた。この調査は、東海大学海洋学部、石油開発公団(当時)、琉球政府、琉球大学の研究者・関係者が参加して行われ、同年8月28日に総理府に報告書が提出されている。調査は、翌1970年(昭和45年)、1971年(昭和46年)と3次にわたり行われた。

東海大学付属図書館清水図書館には、3次に渡る尖閣諸島周辺海域の調査報告書が所蔵されている。また、同学船舶運航課には、調査で使用された船舶「東海大学丸II世」の業務報告書が残されており、本調査事業にあたって開示いただいた。業務報告書には、各年に尖閣諸島周辺の調査に従事したことが示され、1971年(昭和46年)の報告書には、尖閣諸島周辺海域における航跡図(下図)が示されている。



東海大学丸II世の調査航跡図  
『昭和44年度 東海大学丸二世業務報告書』より  
資料提供:東海大学船舶運航課



1971年(昭和46年)調査時に、東海大学丸II世から撮影された南小島  
(左奥に北小島が重なって見える)  
写真提供:金野喜文氏(当時の東海大学丸二世乗組員)

※1 セリグ・S・ハリソン『中国の石油戦略』(1978)

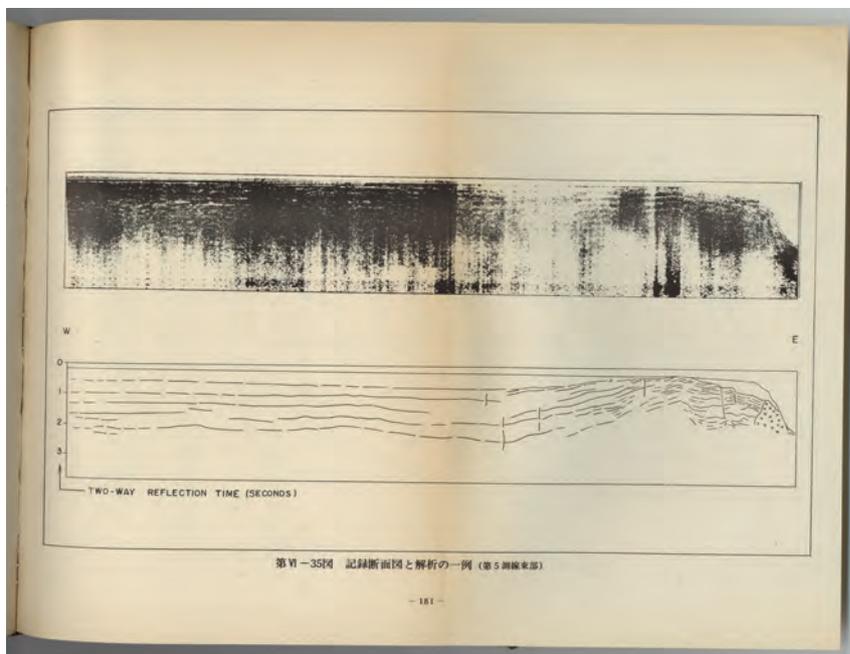
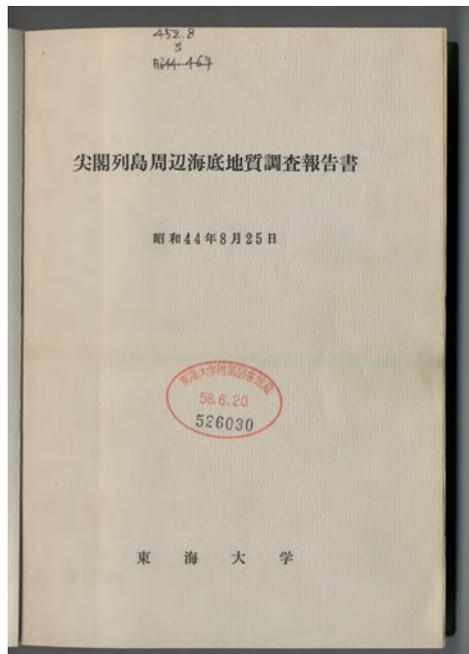
※2 CCOP:日本、韓国、中華民国(台湾)、フィリピンが発足当初の参加国

※3 Geological Structure and Some Water Characteristics of the East China Sea and the Yellow Sea. (1969) CCOP Technical Bulletin Vol.2

## No.8 尖閣列島周辺海底地質調査報告書

1969年(昭和44年)8月25日

### 旧総理府の委託により行われた尖閣諸島周辺の調査報告



音波探査の記録断面図の例

#### 資料概要

1969年(昭和44年)6月27日から7月8日にかけて(尖閣諸島近海での現地調査期間)、東海大学(海洋学部)が尖閣諸島周辺海域で行った海底地質調査の報告書。前年(1968年(昭和43年))7月の高岡大輔による尖閣諸島の現地調査後の報告を受けて、旧総理府の委託により3次に渡って行われた。

一般海洋観測(気温、水温、塩分等)、海底地形調査、採泥およびサンプル分析による海底地質調査、地磁気観測、スパーカーを使用した音波探査による海底下の地質構造調査のほか、魚釣島及び大正島の岩石採集が行われた。

現地調査に先立っては、那覇港に入港した調査メンバー向けに日本政府主催のレセプションが開催された。これには、関係者として尖閣諸島4島(魚釣島、久場島、北小島、南小島)の所有者である古賀善次も招待されていた。

作成年月日	1969年(昭和44年)8月25日
編著者	東海大学
発行者	東海大学
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	東海大学付属図書館清水図書館
利用方法	東海大学付属図書館清水図書館で閲覧を行う

#### 内容見本

##### VII 結語

尖閣列島周辺に海底鉱物資源の存在の可能性は極めて高いと云える。これは今回の調査成果の概査にもとづくもので、調査の各種の記録を綿密に解析したり、採集した岩石、砂礫、泥、貝殻等の精密な研究の結果を纏めることによってより精確な結論が得られるが、そのためにはなお多くの日時を要する。

スパーカー調査記録より、この海域の全面に亘って海底下2,000mを越える海成新第3紀層が堆積していることが推定され、所々に褶曲構造が見られ、また、新第3紀層の基盤と推測される岩体の存在する箇所も見られた。海底地形では、魚釣島と赤尾礁間距離約100キロの中間に、深い構状の地形の存在が確認された。石地(ママ)及び天然ガスの開発に関連深い新第3紀層の厚さについては、今回の調査で未だ不十分であるので、より深くまで到達する性能のエア・ガン等による地震探査を実施して、深部の地質構造を明確にする必要がある。また更に石油天然ガス等の資源の有無を確認するため、5,000m内外の深度のボーリングを試みなければならない。また、尖閣列島周縁の学術調査を進めると共に近隣地域と如何する関連があるかという点も調査する必要がある。(略)

なお、今次の学術調査は前述のように、尖閣列島周辺にある大陸棚の海底地質調査に重点が置かれた(略)

音波探査：スーパーカーによる。  
 地磁気調査：プロトンマグネットメーターによる。  
 一般海洋観測：調査海域内の5地点の採水、測温等の観測  
 その他海象、気象観測等

3 使用船舶  
 東海大学丸二世 (702 G.T)

4 調査期間  
 昭和44年6月14日 清水出港  
 \* 7月13日 清水入港

5 参加機関及び人員  
 本調査に自主的に参加を仰ぐ事が決定した。  
 東海大学海洋学部 6名  
 \* 学生 27名  
 石油開発公社事業本部 5名  
 琉球政府 2名  
 琉球大学 4名  
 顧問 1名  
 東海大学二世乗組員 26名  
 計 71名

6 調査海域  
 下記の日程により、調査準備及びスーパーカーの積装工事が完了した。  
 5月30日 東海大学丸二世入渠 (金指造船所)  
 6月9日 工事完了  
 6月11日 各種計器テスト完了  
 6月12日 東海大学海洋学部校内会議室にて調査研究会紹介及び事務  
 連絡が行なわれた。  
 準備完了した東海大学丸二世は6月14日予定通り清水港を出航した。

以後の調査航海は下記の通り、天候に恵まれ、その予定を無事完了した。  
 6月17日 那覇入港。夕刻、日本政府高潮大使主催レセプションが東急  
 ホテルにて下記の出席者を仰ぎ盛大に行なわれ、その盛大な壮途が関係方面  
 の絶大な支援期待の中に祝福された。

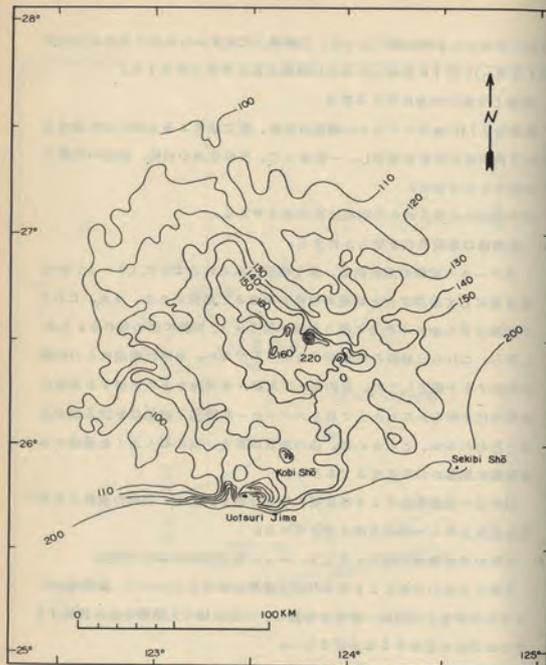
琉球政府副主席	知念朝功
* 通産局長	砂川恵勝
* 通産局工業開発課長	町田昇
琉球大学学長	池原貞雄
	古賀善次
東海大学総長代理	岩下光男

諮問委員会日本政府代表部	
参事官	間潮通三
*	村田幹雄
調査官	佐々木正裕
*	長門保明
*	島田治
外	2名

日本政府沖縄事務所長	岸 昌
* 次長	米岡日出徳
* 通産係長	吉川智昭
* 渉外係長	岡野雄浄
尖閣列島調査団	団長以下全員

6月18日 調査団は、大使、琉球政府、日本政府沖縄事務所を始め、関係  
 方面に調査のあいさつを行なった。

同日夕刻、東海大学丸二世船上において、関係機関を招待して公開及びパ  
 ーティーが行なわれ、尾良主席を始め、前日の参加者の来船を仰ぎ、盛大に行  
 なわれたが、参加者は50名の多きに達した。



第VI-38図 水深図 (単位はm)

## VI 結 語

尖閣列島周辺に海底鉱物資源の存在の可能性は極めて高いと云える。これは  
 今回の調査成果の調査にもとづくもので、調査の各種の記録を綿密に解析した  
 り、採集した岩石、砂礫、泥、貝殻等の精密な研究の結果を纏めることによっ  
 てより正確な結論が得られるが、そのためにはなお多くの日時を要する。

スーパーカー調査記録より、この海域の全面に亘って海底下2000mを越える  
 海成新第3紀層が推積していることが推定され、所々に褶曲構造が見られ、ま  
 た、新第3紀層の基盤と推測される岩体の存在する箇処も見られた。海底地形  
 では、魚釣島と赤尾礁間距離約100キロの中間に、深い溝状の地形の存在が確  
 認された。石地及び天然ガスの開発に関連深い新第3紀層の厚さについては、  
 今回の調査で未だ不十分であるので、より深くまで到達する性能のエア・ガン  
 等による地震探査を実施して、深部の地質構造を明確にする必要がある。また  
 更に石油天然ガス等の資源の有無を確認するため、5,000m内外の深度のボー  
 リングを試みなければならない。また、尖閣列島周縁の学術調査を進めると共に  
 近隣地域と如何なる関連があるかという点も調査する必要がある。換言すれば、  
 九州西部沖合の男女列島周辺との間の海底地質及び台湾西部沖合までの海底地  
 質を調査して地質構造の上で如何なる関連があるかを確かめるべきであろう。

因みに、男女列島周辺の海底地質については既に或る程度の調査がなされて  
 いるが、台湾西部沖合については全く未知である。

斯の如く学術調査を積み重ねた上で、それを基礎として石油、及至天然ガス  
 の開発を企業化すべきであり、海洋開発の発展は科学技術の向上に待たねば  
 ならない。即ち今回の学術調査を第1次として、第2次、第3次と綿密な年次計  
 画を立て学術調査を続行すべきである。

なお、今度の学術調査は前述のように、尖閣列島周辺にある大陸棚の海底地  
 質調査に重点が置かれたが、この海底地質の調査と共にこの海域を通過する黒

## あとかぎ

今年度の資料調査は、引き続きストリームグラフとOPACとの共同体制で実施し、研究委員会から専門の見地からの助言と指導を受けた。これまで同様、主に日本国内に所蔵のある尖閣諸島に関する資料を対象に調査を行ったが、今年度は、日本国際問題研究所との連携により、英国国立公文書館など、国外の資料についても、その所在情報や原本の画像データの確認を行った。

この報告書で紹介した資料を概観すると、まず、戦前(昭和期)に、これまで国有地だった尖閣諸島を民間人に払い下げるため、当時の農林省が行った土地価格査定調査の報告(P10-13)参照:国立公文書館所蔵)がある。これらの資料は、南小島、北小島、魚釣島、久場島の払下げ価格をはじめとした具体的な情報が続々と伝わってくる貴重なもので、高精細なカラー画像で国立公文書館ウェブサイト(デジタルコレクション)から公開されており、是非原本画像をご覧いただきたい。

次に、戦後旧沖縄県である琉球列島を統治した米国(米軍政府)が、尖閣諸島の久場島を射爆演習場として使用するにあたり、同島を軍用地として借り上げた際の手続きに関する資料がある(沖縄県公文書館所蔵:P16-20参照)。

その他にも、琉球政府による尖閣諸島の警備に関する資料等についても調査を行なった。平成26年度から数えると、今年度で5ヶ年の調査を行ってきたことになるが、戦前の沖縄県や日本政府が作成した公文書類については、調査が完了したとはいえないまでも、一定水準の蓄積が図れたと考えている。その成果を踏まえ、「尖閣諸島の行政上の位置付け(経過)」として(P6-7参照)、1895年(明治28年)の領土編入以降の行政上の動きをまとめたのでご一読いただきたい。

一方、米国(米軍)の尖閣諸島に関する認識を把握する上で、日本国際問題研究所から英国国立公文書館所蔵資料の提供を受けた。この報告書では、米国海軍水路部が作成した地名集(琉球列島及び南方諸島)を紹介している(P24-25参照)。この地名集には、琉球列島の範囲に尖閣諸島各島を記載しているが、米国が尖閣諸島を琉球列島(南西諸島)の一部だとしている資料は他にも国内所蔵のものを確認した(P22-23

参照)。

最後に、昨年度報告書のあとかぎで触れた、1969年(昭和44年)から1971年(昭和46年)にかけて東海大学が実施した旧総理府委託による東シナ海海底資源調査に関する報告書ならびに関連資料がある(P26-28参照)。

以上のように、沖縄県への領土編入以降、尖閣諸島に行政権等を行行使してきたことを示す資料や、戦後の琉球政府と尖閣諸島との関わりについての資料が充実し、また、米国(米軍)の認識を示す資料も拡充が進んだ。

しかしながら、調査が必要と考えた、1945年(昭和20年)から沖縄返還(1972年(昭和47年))までの期間において、日本政府が作成した尖閣諸島に関する資料、例えば戦後の外交記録については、外務省外交史料館を中心に調査を行い、幾つか尖閣諸島に関する言及のある資料を確認できたものの、残念ながら同諸島を中心に扱った資料は確認できなかった。可能であれば、今後の調査課題としたい。

資料の閲覧、調査にあたっては、各資料所蔵館の皆様にご多大な便宜を図っていただいた。ここに深く御礼申し上げます。

研究チーム主任研究員  
國吉まこも

### 調査先

国立国会図書館(東京本館)  
国立公文書館  
外務省外交史料館  
公益財団法人日本国際問題研究所  
萩博物館(山口県萩市)  
福岡県水産海洋技術センター  
沖縄県公文書館  
沖縄県立図書館  
那覇市歴史博物館  
琉球大学附属図書館  
石垣市立図書館  
個人

平成30年度 内閣官房委託調査

## 尖閣諸島に関する資料調査報告書

---

平成31年3月 株式会社ストリームグラフ